

平成29年度税制改正に関する要望

【主要項目説明資料】

平成28年9月21日
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

平成29年度税制改正要望における主要要望項目



I 「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化
 - ①非課税期間の恒久化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
非課税期間が恒久化又は延長されない場合の措置（ロールオーバー等の手続簡素化）・・・・ 3 頁
 - ②口座開設期間の恒久化（制度の恒久化）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
 - ③スイッチング（売却代金の範囲内での再取得）を認めること・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
 - ④ジュニアNISAの利便性向上（払出し制限の緩和・贈与税の基礎控除額の特例等）・・・・ 6 頁
 - ⑤少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の制度設計・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
2. 確定拠出年金制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 頁

II 投資リスクの軽減を図り、成長マネーの供給を促進するための税制措置

3. 金融所得課税一体化の促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 頁
4. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 頁
5. 上場株式等の相続税評価額等の見直し
 - ①上場株式等の相続税評価額について、納付期限までの価格変動リスクを考慮すること・・・・ 30 頁
 - ②相続発生後に著しく価格が下落した場合の救済措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 頁
 - ③上場株式等の物納順位を第一順位（国債・地方債・不動産・船舶と同様）に引き上げる・・・・ 33 頁
6. 投資信託・投資法人制度等の拡充
 - ①投資信託等の外国税額控除の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34 頁
 - ②インフラファンドに係る特例措置の期限延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35 頁

III 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

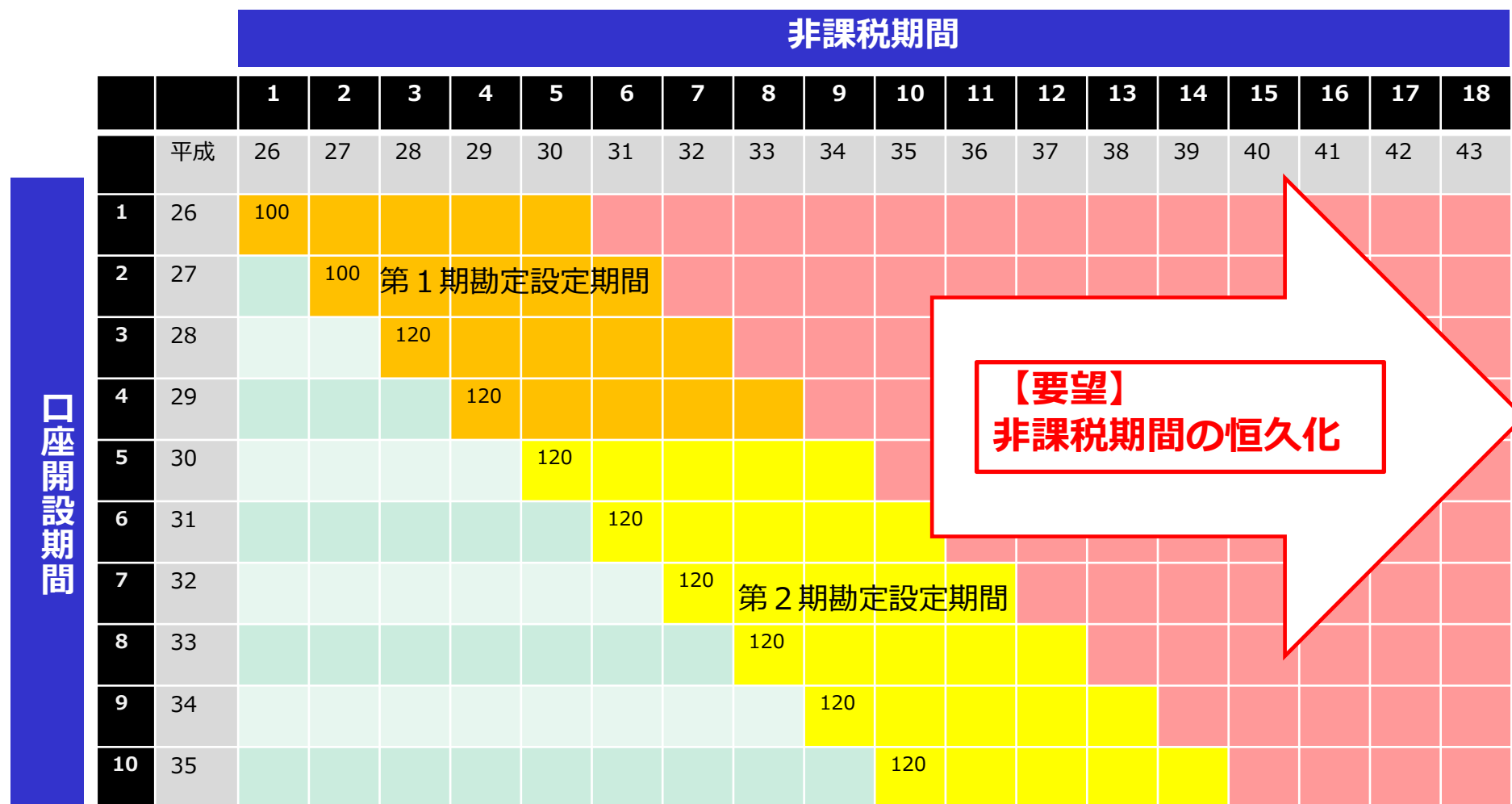
7. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 頁
8. マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 頁

IV その他の税制措置

9. 所得税法上の「国外源泉所得」の定義の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 頁

1. NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化

①上場株式等への投資を促進し、市場への継続的なリスクマネーの供給を実現する観点から、NISA及びジュニアNISAに係る非課税期間の恒久化を図ること



1. NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化

仮に、NISA及びジュニアNISAの非課税期間の恒久化又は延長が図られない場合には、非課税期間終了時の対応として、含み損商品の払出し時の取得価額の特例措置、ロールオーバーの上限額の撤廃、その他手続の簡素化等の措置を講じること

平成	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年
26年	100	第1期勘定設定期間				課税口座へ払出し							
27年		100				ロールオーバー							
28年			120										
29年				120									
30年					120								
31年						120	第2期勘定設定期間						
32年							120						
33年													
34年													
35年										120			

【課税口座への払出し時の措置】
 ✓ 特定口座への移管をデフォルト化
 （未開設の場合、一般口座に払出し）
 ✓ 含み損の場合には取得価額で払出し 等

【ロールオーバーの手続簡素化】
 ✓ 120万円の上限額を撤廃
 ✓ 移管依頼書の電磁的提出や口頭での意思確認を可能とする 等

1. NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化

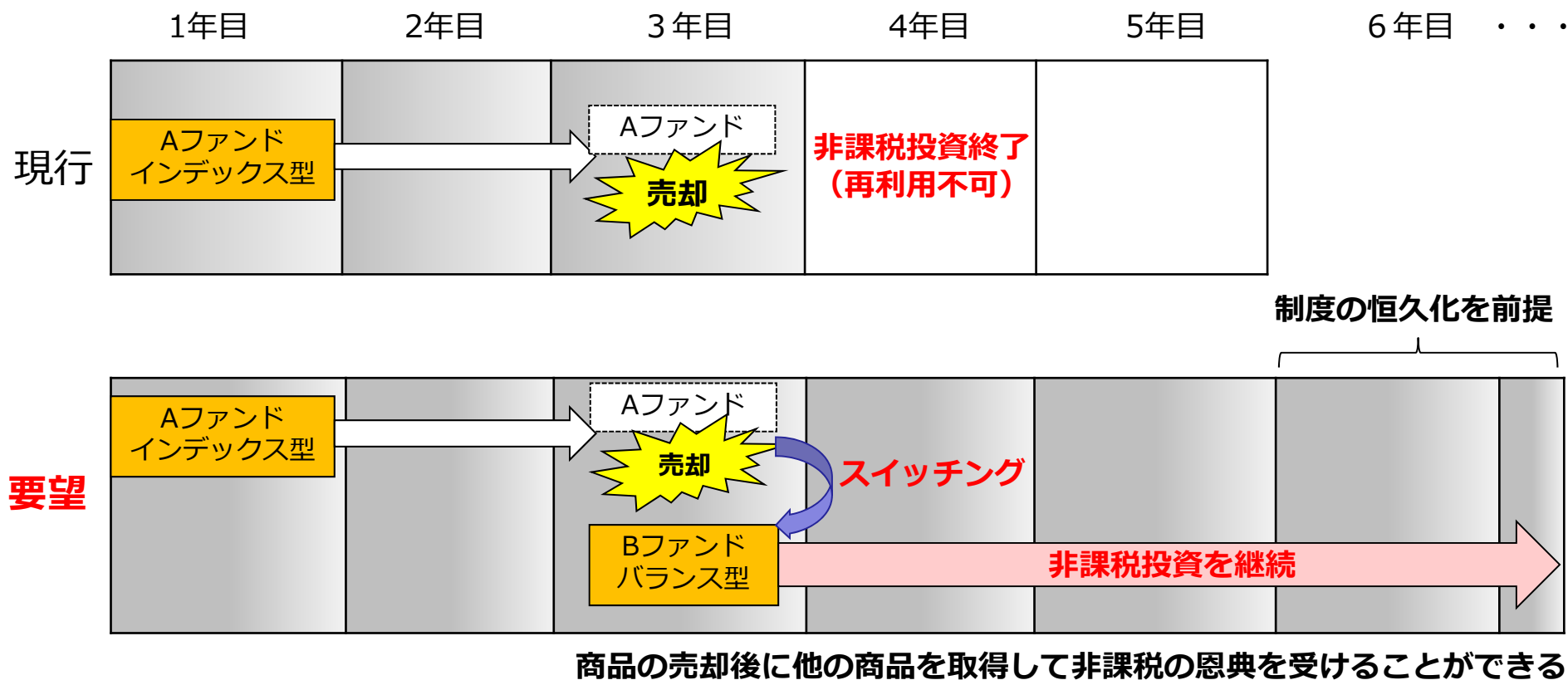
- ②国民が中長期的な投資を行う環境を整備し、自助努力による資産形成を支援する観点から、NISA及びジュニアNISAに係る制度の恒久化（口座開設期間の恒久化）を図ること

非課税期間																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	平成	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
口座開設期間	1	26	100														
	2	27		100	第1期勘定設定期間												
	3	28			120												
	4	29				120											
	5	30					120										
	6	31						120									
	7	32							120	第2期勘定設定期間							
	8	33								120							
	9	34									120						
	10	35										120					
	11	36											120				
	12	37												120			
	13	38															
	14	39															
	15	40															120

【要望】
口座開設期間
の恒久化

1. NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化

③非課税期間の恒久化を前提に、NISA及びジュニアNISAにおけるスイッチングを認めること

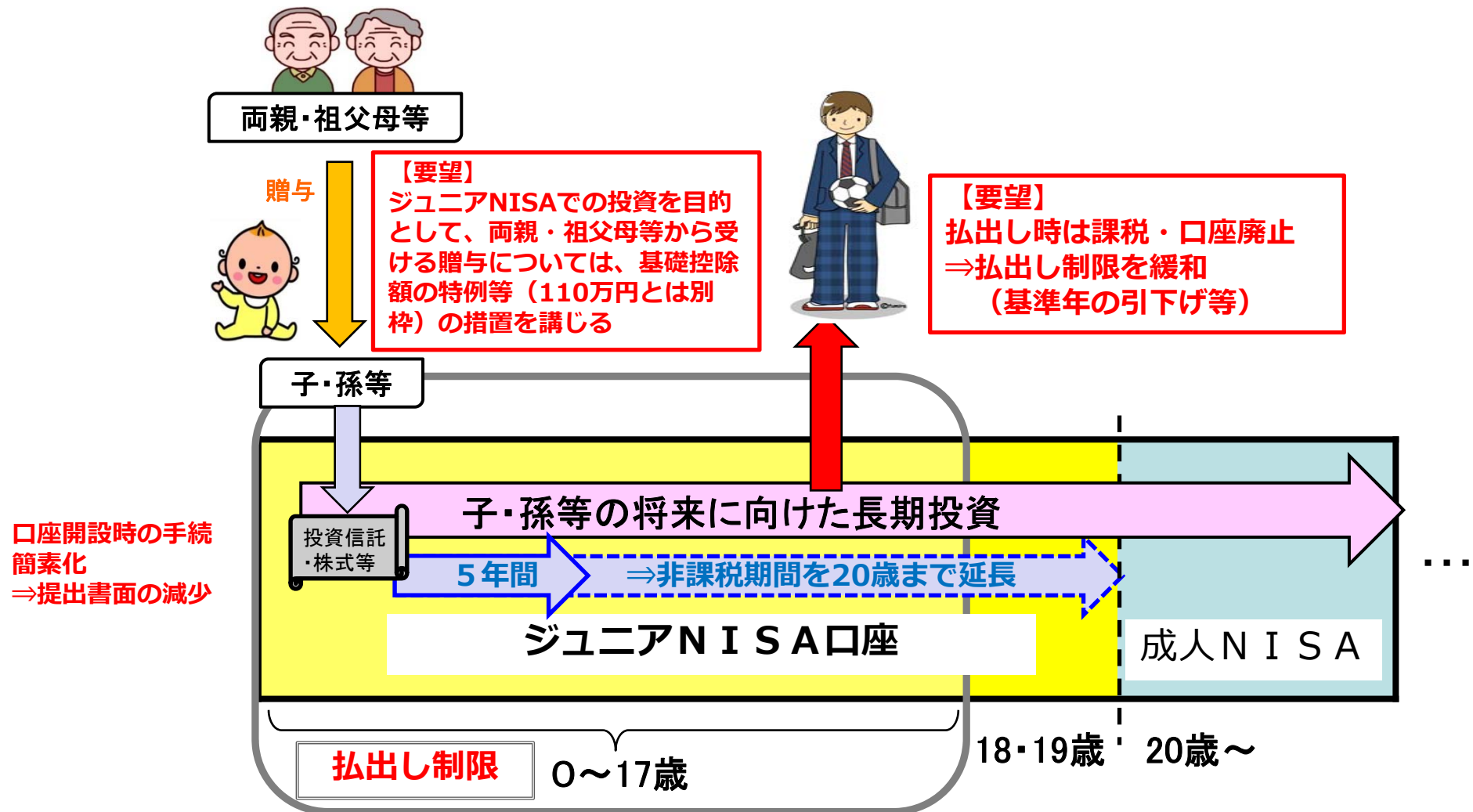


【要望】

制度の恒久化を前提に、ポートフォリオメンテナンスの手段を確保する観点から、スイッチングを認めていただきたい

1. NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化

④ジュニアNISAの利便性向上のため、払出し制限の緩和等及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること

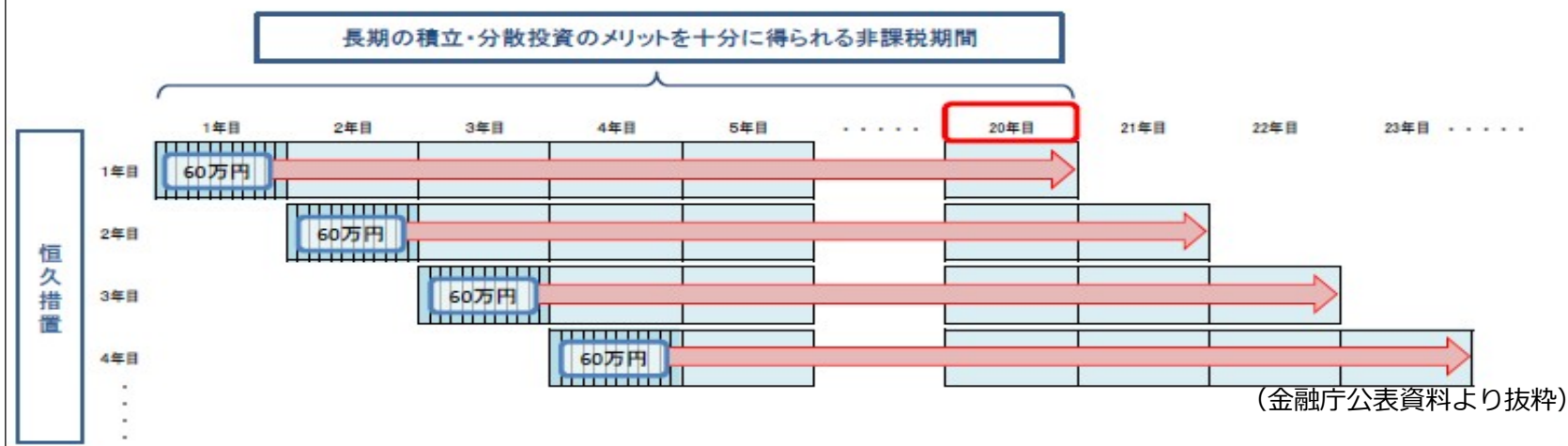


1. NISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化

⑤少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の制度設計に当たっては、投資者の利便性及び証券会社等の実務に配慮した簡素なものとする

○金融庁の平成29年度税制改正要望「積立NISA」の制度イメージ

非課税投資枠	年間投資上限額60万円、非課税期間20年 ※ 長期・分散投資のメリットを十分得られるよう、現行NISAよりも年間投資上限額を小さくする代わりに、非課税投資期間をより長期とする
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資商品 (例：バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等)
投資方法	あらかじめ締結した契約に基づき定期・定額で投資(積立)を行うものに限定
現行NISAとの関係	現行NISAとは選択的に利用可能とする



✓ 非稼働のNISA口座からの投資を呼び込み、「貯蓄から投資へ」の実現のためにも、「積立NISA」について投資家の利便性に配慮した制度設計がなされることが望まれる

(参考1)NISA及びジュニアNISAの概要



項 目	NISA (少額投資非課税制度)	ジュニアNISA (未成年者少額投資非課税制度)
制度を利用可能な者 (口座開設者)	成人 (20歳以上)	未成年者 (0歳～19歳まで)
口座開設できる 金融機関	証券会社、銀行、郵便局等	
非課税対象	上場株式・公募株式投資信託・ETF・REITの譲渡益・配当等	
非課税期間	投資をした年から最長5年間 ⇒非課税期間の恒久化を要望	投資をした年から最長5年間 ⇒非課税期間の恒久化を要望 ※継続管理勘定（ロールオーバー専用勘定）により、 平成36年以降、口座開設者が20歳になるまで非課税 で保有可能（継続管理勘定での新規投資は不可）
年間投資上限額	100万円（平成26年・27年） 120万円（平成28年以降）	80万円
投資可能期間 (口座開設期間)	平成26年1月～平成35年12月末 ⇒口座開設期間の恒久化を要望	平成28年4月～平成35年12月末 ⇒口座開設期間の恒久化を要望
払出し制限	なし	あり ※3月31日で18歳である年の前年12月31日まで

(参考2)NISA及びジュニアNISAに係る制度の変遷

平成21年度税制改正

- ・ NISAの導入を決定（軽減税率の終了＝本則税率の施行と同時）
- ・ NISAの口座開設期間は5年、非課税期間は10年とする

平成22年度税制改正

- ・ NISAの施行時期を決定（軽減税率の終了＝平成24年1月）
- ・ NISAの口座開設期間を3年、非課税期間を10年とする見直し

平成23年度税制改正

- ・ 施行日を2年延長し、平成26年1月施行とする（軽減税率2年延長）

平成25年度税制改正

- ・ NISAの口座開設期間を10年、非課税期間を5年とする見直し（現行の枠組み）

平成26年度税制改正

- ・ NISA口座を開設する金融機関を各年毎に変更することが可能となる

平成27年度税制改正

- ・ 平成28年4月からジュニアNISAの導入が決定（口座開設申込みは同年1月から）
- ・ ジュニアNISAの口座開設期間は8年、非課税期間は5年とする（現行の枠組み）
- ・ 平成28年1月からNISAの非課税投資枠引上げ（100万円⇒120万円）

平成28年度税制改正

- ・ 個人番号告知を前提に、平成30年以降の非課税管理勘定設定時の手続を簡素化する

(参考3)NISA及びジュニアNISAに係る政府の方針①

○「日本再興戦略2016」（抜萃）（平成28年6月2日閣議決定）

第1 総論

2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(3)未来投資に向けた制度改革

イ) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給

より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するため、**家計に関する取組として、NISA・ジュニアNISAの更なる普及と制度の発展や金融・投資教育の強化を図る**とともに、金融機関に対しては、顧客（家計）の利益を第一に考えた行動がとられるよう、また、利益相反の適切な管理や運用高度化等を通じ真に顧客・受益者の利益にかなう業務運営がなされるよう、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る。

<鍵となる施策>

①成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境整備等

(NISAの普及、フィデューシャリー・デューティーの徹底、長期安定的投資を支えるツールの整備、市場の公正性・透明性・安定性の確保等)

第2 具体的施策

2. 未来投資に向けた制度改革

2-2 活力ある金融・資本市場の実現

(1)新たに講ずべき具体的施策

い) 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等

家計に対しては、少額からの長期・分散・積立投資による安定的な資産形成を広く促すべく、**NISA・ジュニアNISAの更なる普及と制度の発展を図る**とともに、こうした資産形成に有用な投資に関する金融・投資教育を強化する。

① 家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育

・家計におけるより安定的な資産形成の実現には、少額からの積立を利用した長期・分散による投資手法が有効であることを踏まえ、こうした**積立の手法による資産形成を促進する観点から、NISA及びジュニアNISAの更なる普及と制度の発展**を目指す。

・あわせて、積立を活用した長期分散投資の効果について広く周知することの重要性に鑑み、金融経済教育の充実による国民の金融リテラシーの一層の向上を図るとともに、**職域単位で役職員等が加入し、金融・投資教育の提供が受けられる職場積立NISAの更なる普及・定着に取り組む**。同様に、職域単位で加入し、金融・投資教育の機会が与えられる確定拠出年金についても、関係省庁が連携しながら普及・定着を図る。

(参考3)NISA及びジュニアNISAに係る政府の方針②



○「経済財政運営と改革の基本方針2016 ～600兆円経済への道筋～」(抜萃) (平成28年6月2日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の実現

3. 個人消費の喚起

老後の生活等に備えた自助による資産形成を支援するためにも、**NISAの利便性を向上させるとともに、平成35年までの投資可能期間を恒久化**することを検討する。

○「未来への投資を実現する経済対策」(抜萃) (平成28年8月2日閣議決定)

第2章 取り組む施策

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

⑦**分散投資を通じた国民の安定的な資産形成の促進**

家計の「貯蓄から資産形成へ」という流れを政策的に後押しすべく、**少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及**や、金融機関における顧客本位の行動の徹底等を進める。

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 一億総活躍社会の実現の加速

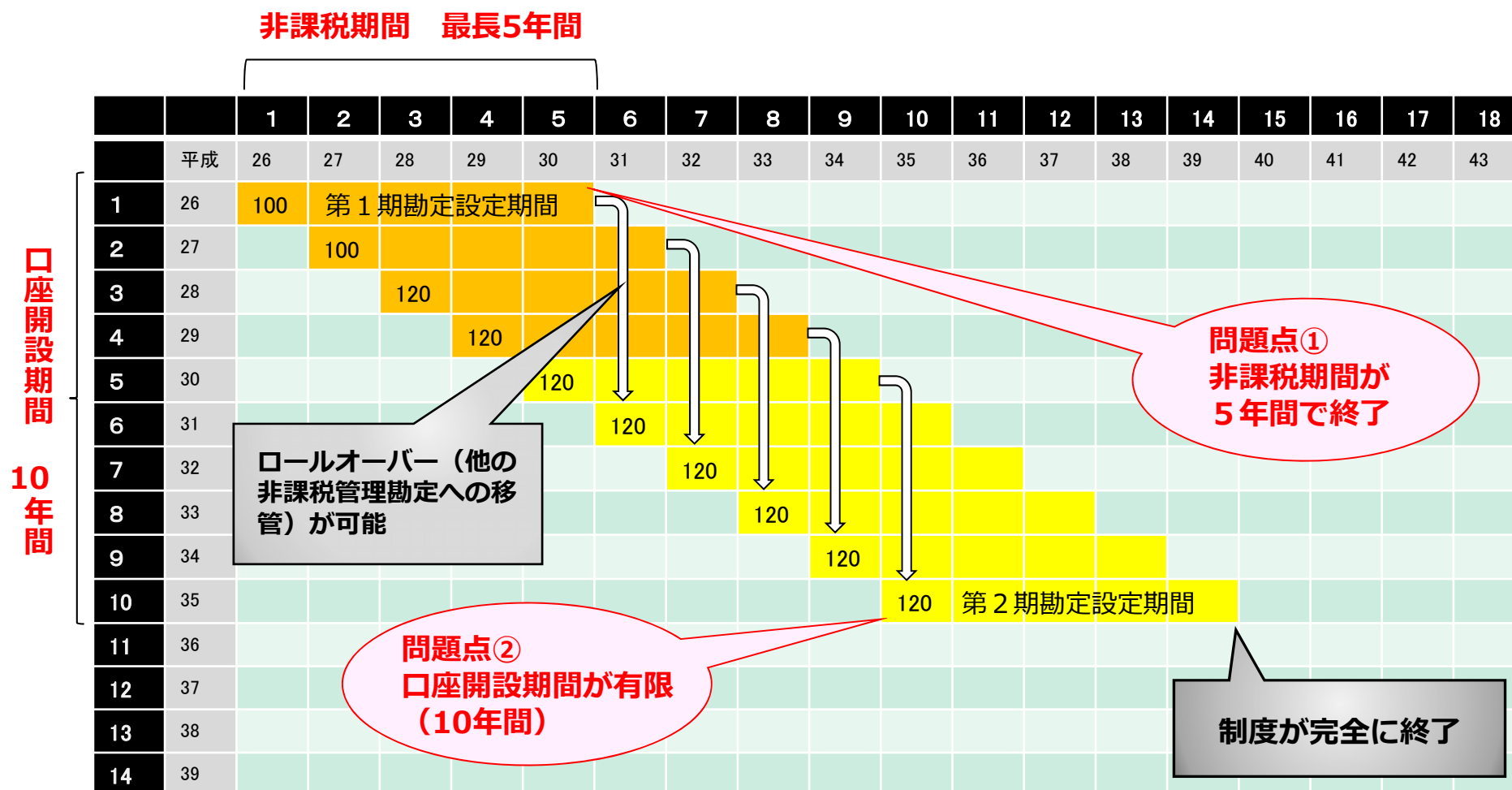
(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

・**少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの更なる改善・普及** (金融庁)

(参考4) 現行制度の問題点

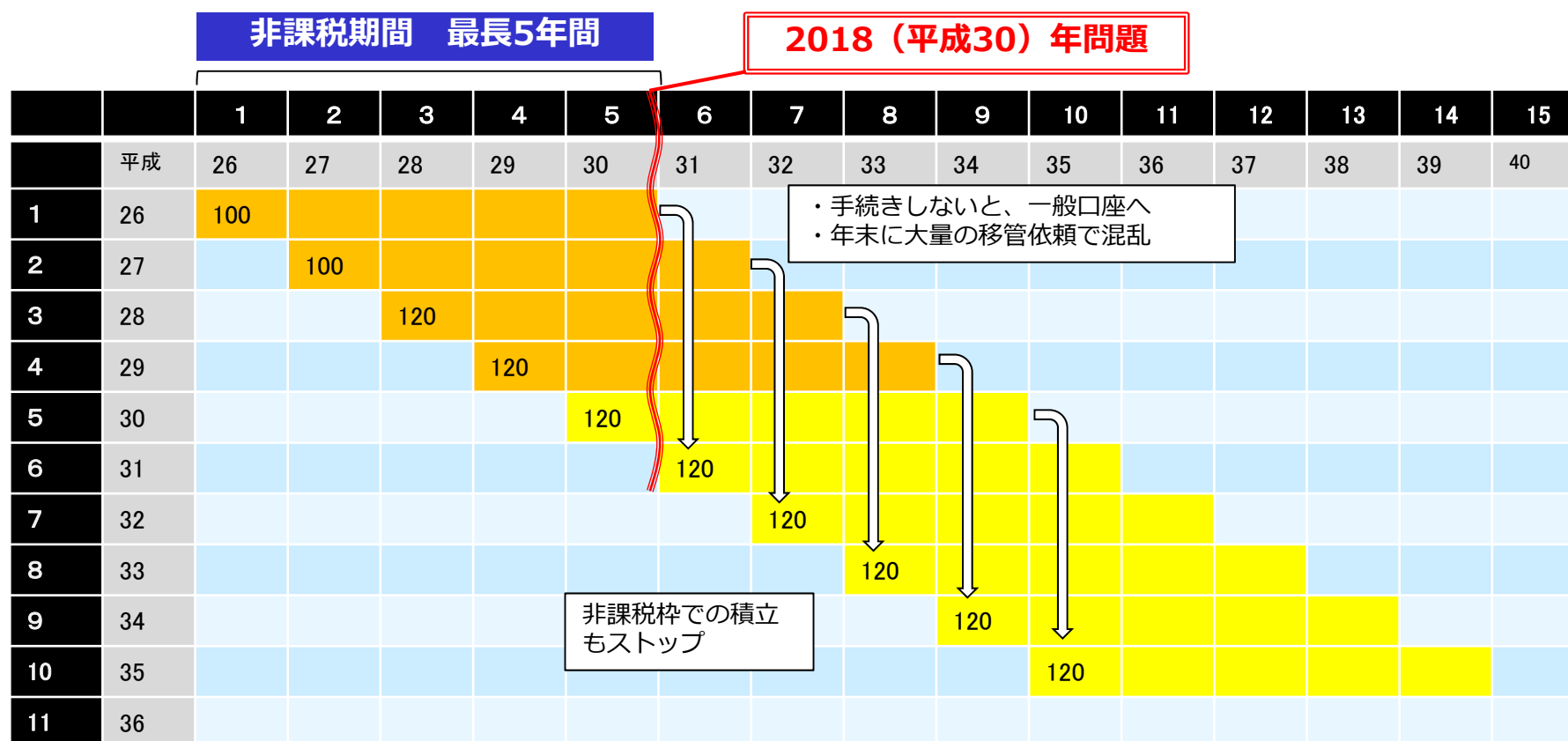
【現行制度】

NISAは、非課税期間が最長5年間、口座開設期間が10年間とされている。



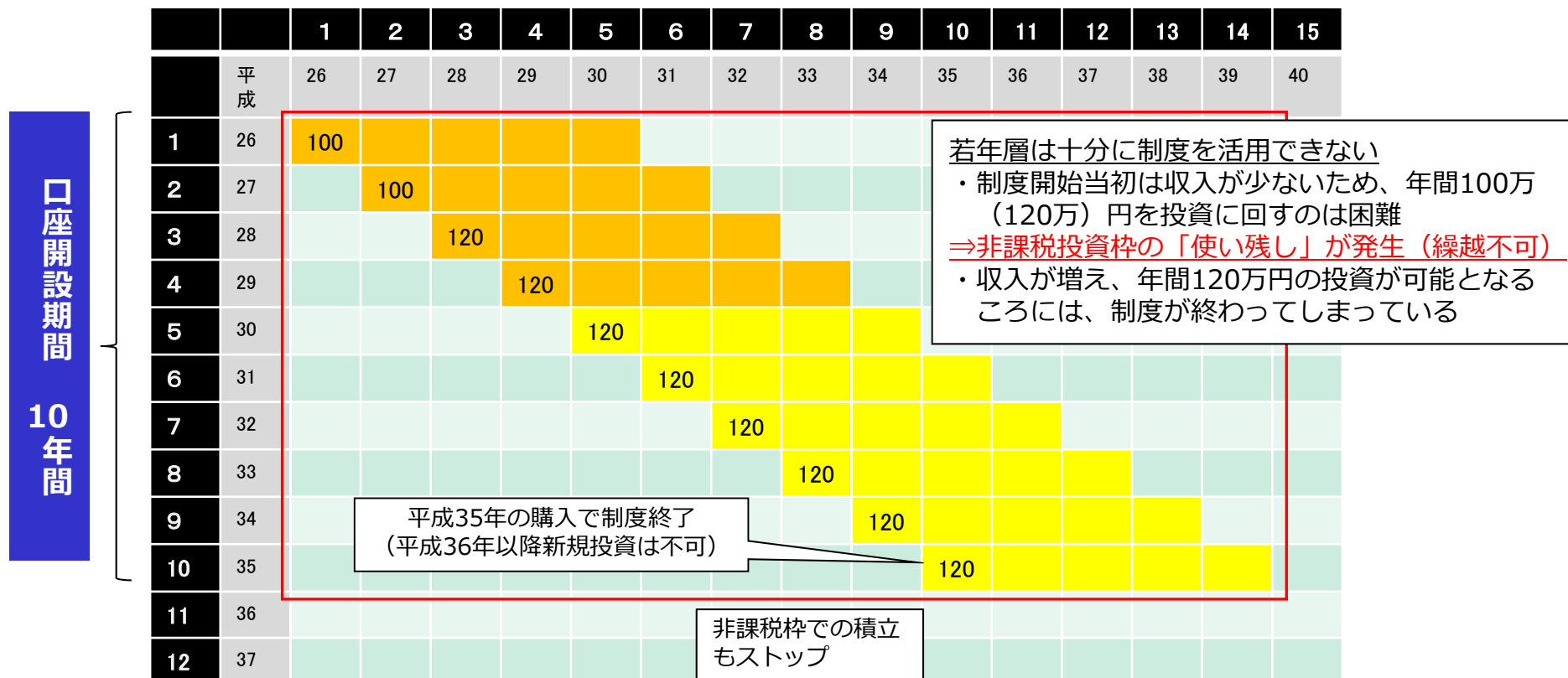
(参考5)問題点① 非課税期間が5年間で終了 (いわゆる2018年問題)

- 非課税期間終了前の売りを誘発するインセンティブとなる
- ロールオーバーの可否は非課税期間終了年の最終営業日の時価により判定するため、投資家及び証券会社において、年末の事務が煩瑣となる（物理的に対応が困難）
- 非課税期間終了時に投資家が移管手続きを行えなかった場合には一般口座への払出しとなり、その後一般口座で売却した際に確定申告が必要となる



(参考6)問題点② 口座開設期間が有限(10年間)

- 投資者のライフステージを通じた資産形成のための投資ニーズに対応できていない
(収入の少ない若年層が非課税投資枠を十分に活用できるようになる前に制度が終了)
- 時限措置である以上、証券会社が投入できる経営資源に限りがあるため、抜本的なシステム開発等を行うことができず、NISAを通じた新しいサービスの開始や、積極的な制度の改善提案が困難
- 平成35年で制度が終了してしまうため、NISAを活用した制度商品（職場積立NISA等）の官公庁や一般企業への導入が進まない



(参考7)恒久化の必要性

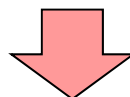


【NISAの制度趣旨】

金融庁の税制改正要望においては、NISAの制度趣旨として「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」が掲げられている。

【政策効果】

- ◆NISA及びジュニアNISAの導入により、個人投資家の裾野拡大は着実に進んでいる。
- ◆他方、NISA及びジュニアNISAが家計の安定的な資産形成を支援し、経済成長に必要な成長資金の供給拡大を実現する制度となるためには、制度の安定性をより確実なものとし、投資者が中長期的な視点でリスク資産に投資できる環境を整備することが不可欠。



NISA及びジュニアNISAに係る非課税期間（5年間）及び口座開設期間（10年間※）の恒久化により制度の更なる利用拡大が見込まれ、その結果として、投資者が自助努力による資産形成を行いつつ、金融資本市場を通じて日本経済の発展に貢献することが可能となる。

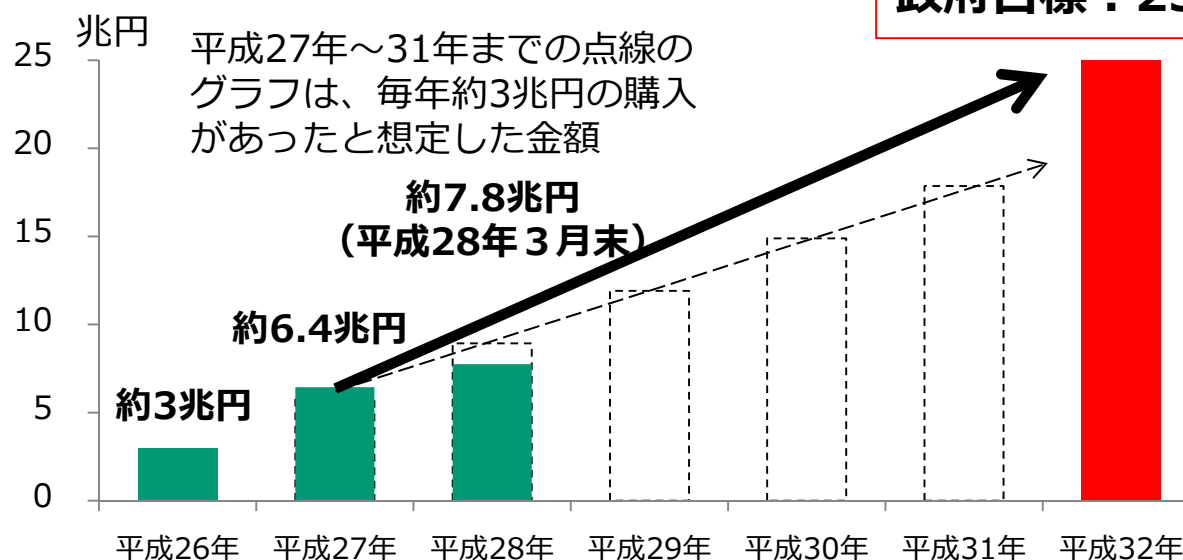
※ジュニアNISAの口座開設期間は8年間

(参考8)NISAの目標

＜政府目標（日本再興戦略）＞

- 平成32年（2020年）までに政府目標（投資総額25兆円）を達成

○NISA口座での買付金額（累計）

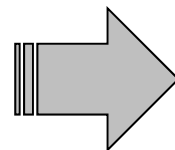


○政府目標達成のための3つの課題

①投資未経験者の口座数の増加

②若年層の口座数の増加

③口座稼働率の向上



効果的な普及・啓発等のさらなる推進

中長期的な投資に適した環境整備

少額の定時・定額の投資促進
中長期的な投資による資産形成の支援

(参考9)NISAにおける口座数・買付け額の実績

- NISA口座数は1,012万口座
⇒成人人口の9.6%が利用
- NISA買付額は7兆7,513億円

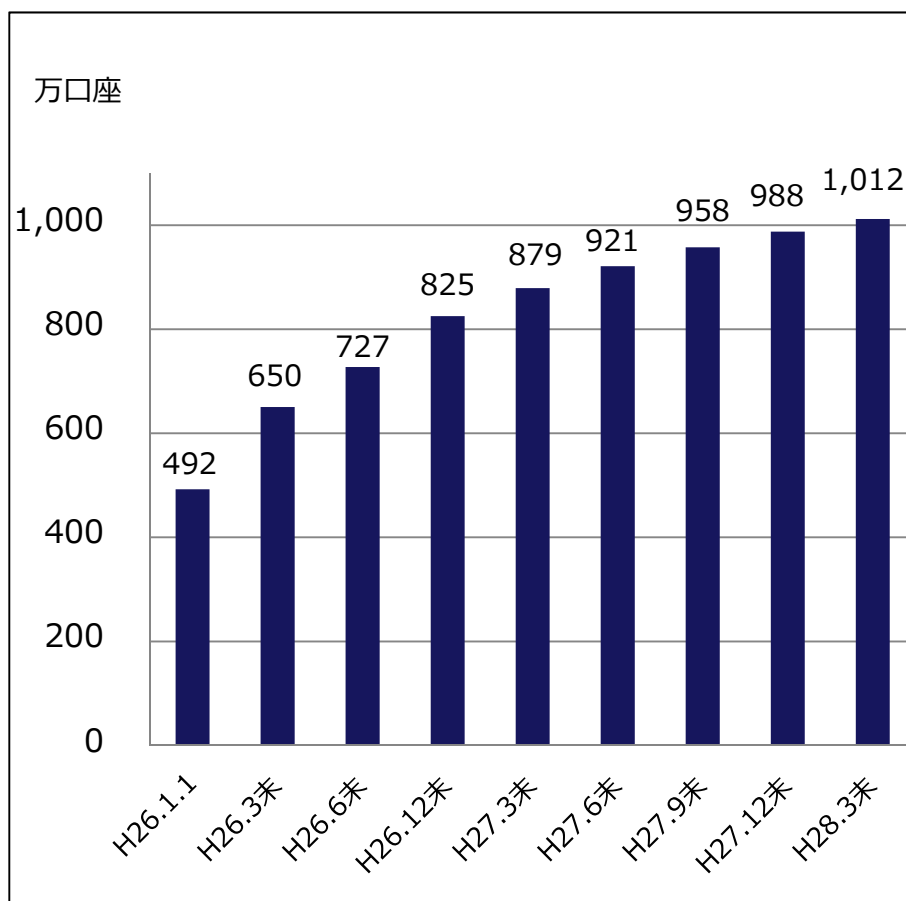
【参考】日本の人口（2016年3月）

全人口： 126,963,000人

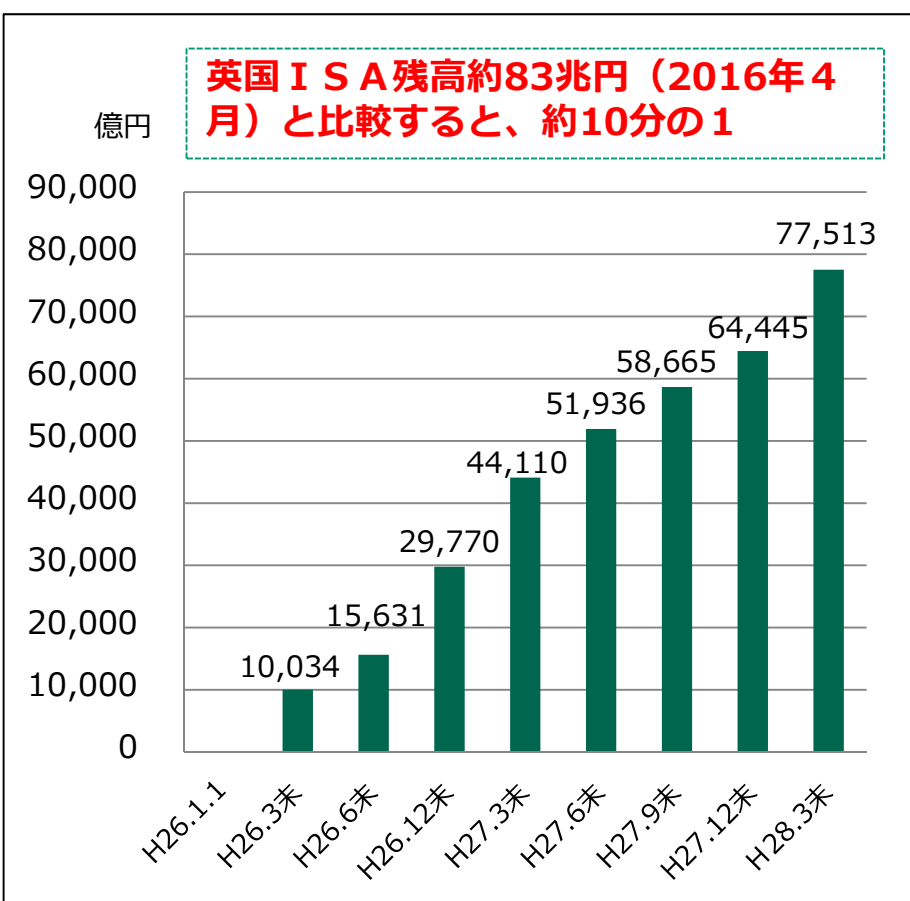
うち20歳以上の人口： 104,929,000人

うち20歳未満の人口： 22,035,000人

1.NISA口座数の推移



2.NISA口座における買付額の推移



(参考10)英国ISA・ジュニアISA制度の概要



	英国ISA	英国ジュニアISA
制度を利用可能な者 (口座開設者)	18歳以上の居住者 (預金型は16歳以上)	18歳未満の居住者
口座開設が可能な 金融機関	証券会社、銀行等	
非課税対象	株式、債券、投資信託、預金、保険、MMF等の利子、配当、譲渡益等	
非課税期間	非課税期間の制限なし	
年間拠出上限額	15,240ポンド = 244万円※ (2015.4.6~2017.4.5) ◇2017年から20,000ポンド	4,080ポンド = 65万円※ (2015.4.6~2017.4.5)
口座開設期間	1999年4月~恒久	2011年11月~恒久

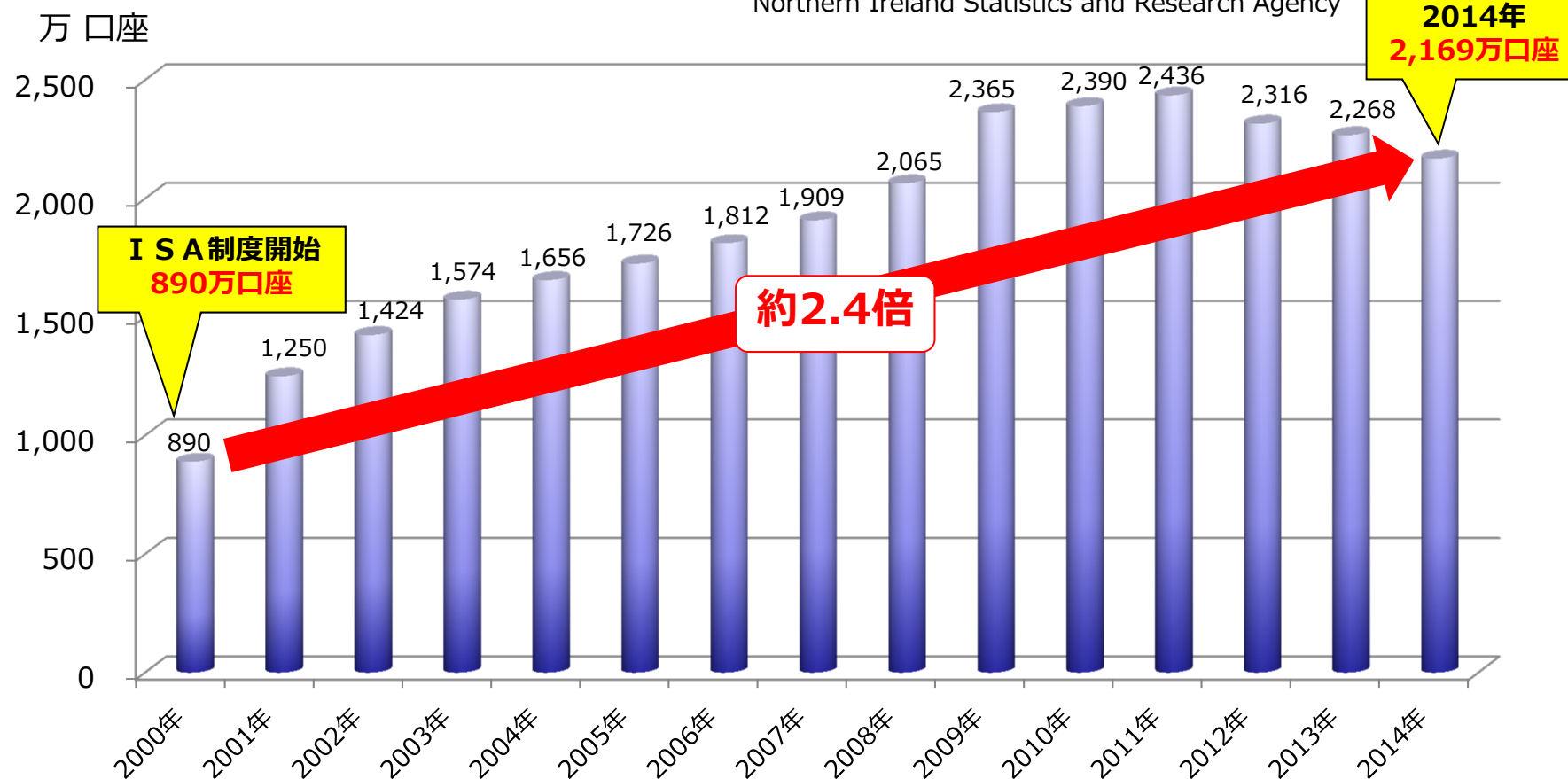
※ 1ポンド = 160円で計算

(参考11)英国ISAの利用者の推移

- 英国ISA口座数は2,169万口座
⇒成人（18歳以上）人口の42.6%が利用

【参考】英国の人口（2015年6月30日）
全人口： 64,596,800人
うち18歳以上の人口： 50,909,146人
うち18歳未満の人口： 13,687,654人

Source: Office for National Statistics, National Records of Scotland, Northern Ireland Statistics and Research Agency



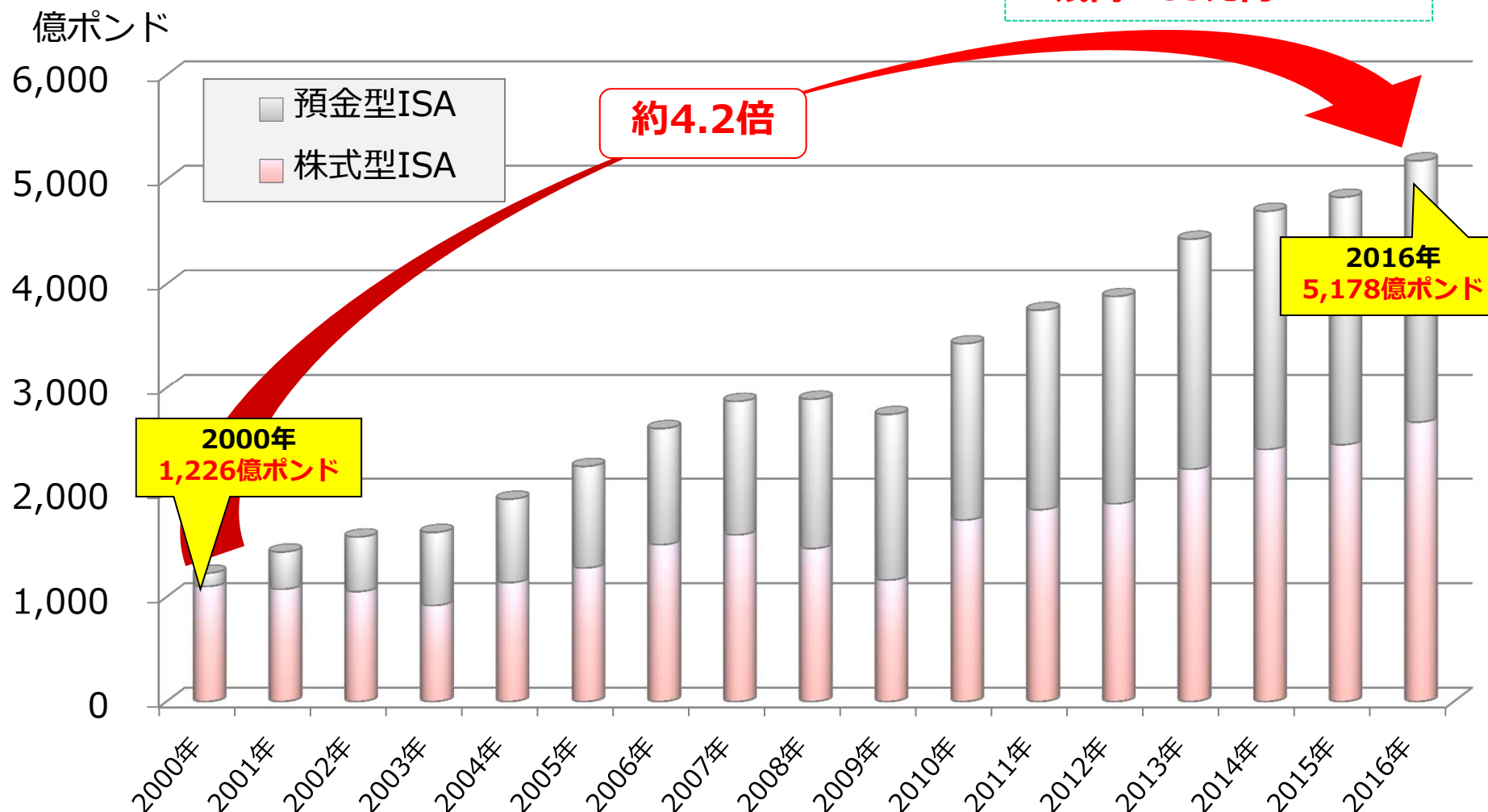
Source: HM Revenue & Customs, Individual Savings Account (ISA) Statistics
9.7 Individual Savings Accounts (ISAs) All ISA holders

※各年の4月5日（英国課税年度末）現在の口座数

(参考12)英国ISAの資産残高の推移

- 英国ISAの資産残高は5,178億ポンド（2016年4月）

1 ポンド = 160円で計算すると、
残高 83兆円



Source: HM Revenue & Customs , Individual Savings Account (ISA) Statistics
9.6 Individual Savings Accounts (ISAs) Market value of funds

※各年の4月5日（英国課税年度末）現在の残高

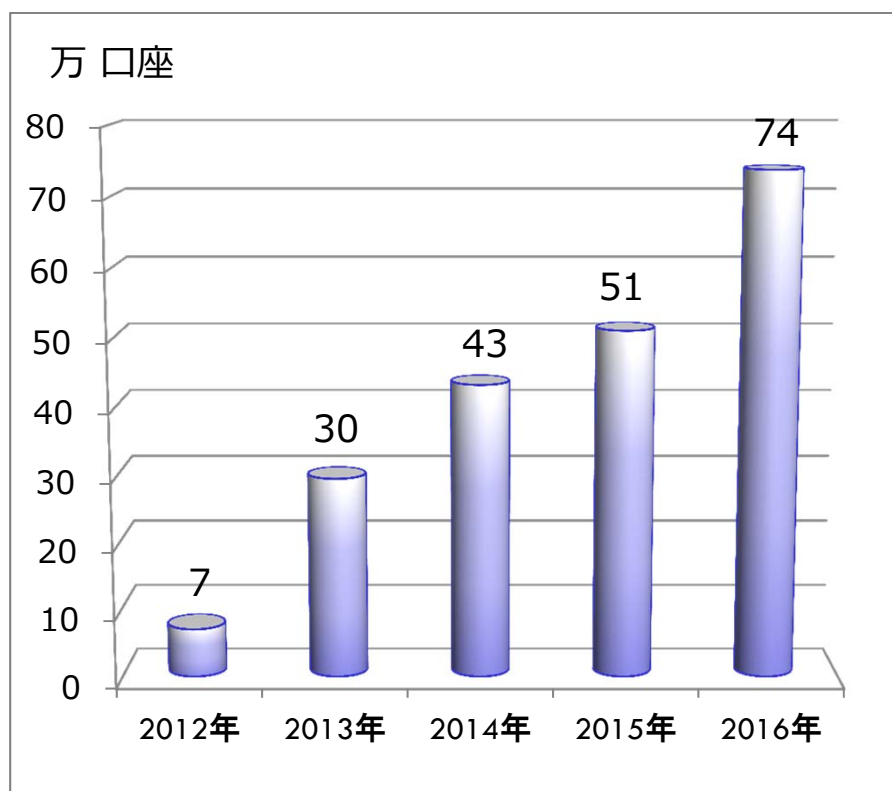
(参考13)英国ジュニアISAの口座数・資産残高の推移



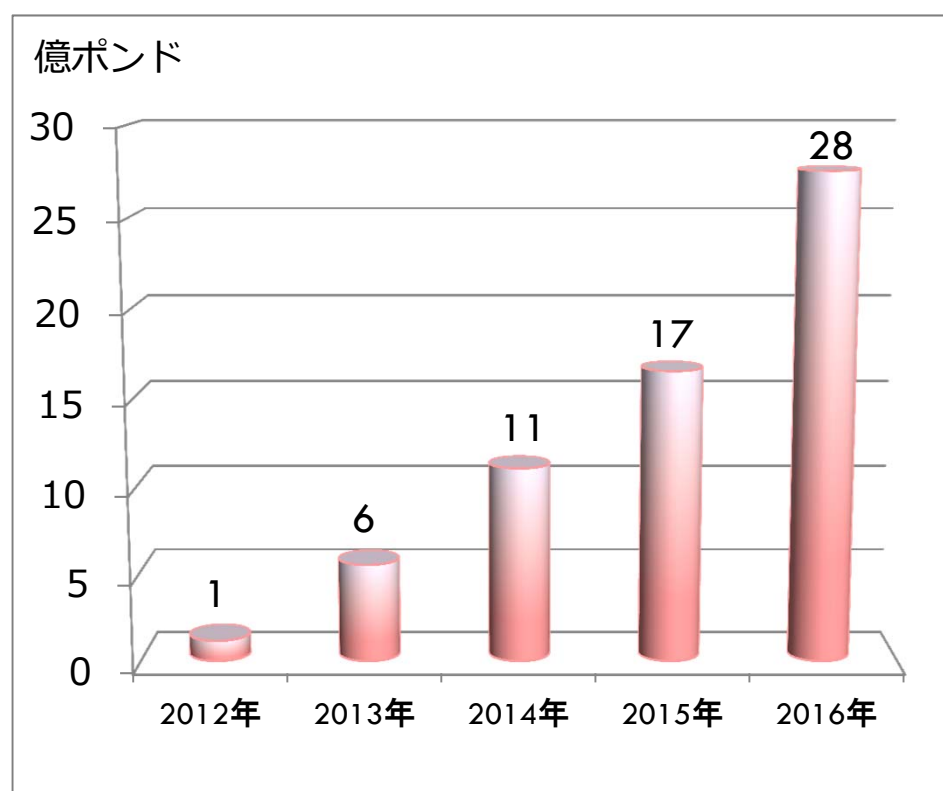
- 英国ジュニアISAの口座数は、74万口座（2016年4月）
- 英国ジュニアISAの資産残高は28億ポンド（2016年4月）

1 ポンド = 160円で計算すると、
残高 4,480億円

1.ジュニアISA口座数の推移



2.ジュニアISAにおける残高の推移



Source: HM Revenue & Customs , Individual Savings Account (ISA) Statistics
9.6 Individual Savings Accounts (ISAs) Market value of funds

※各年の4月5日（英国課税年度末）現在の口座数及び残高

(参考14)NISA・ISAのスイッチング

	 日本NISA	 英国ISA
スイッチング	不可 ・口座内の商品を一旦売却すると、非課税制度の恩典が終了 ・分配金の再投資なども年間投資上限額にカウントされる（上限を超える再投資は不可）	可能 ・口座内の商品を一旦売却し、新たに購入した商品についても非課税の恩典が継続 ・分配金の再投資額なども拠出額にカウントされない

○英国ISAのスイッチングについて

「英国の ISA (Individual Savings Account) の実施状況等について～英国の ISA の実態調査報告～」
 (平成 24 年11 月 日本証券業協会) より

英国の ISA は投資対象の金融商品をスイッチングにより随時変更することが可能であり、ラップ金融商品的な性質を有しているといえる。このため、英国居住者は、ISA について「非課税となる」ラップ金融商品又はラップ口座のようなものとして認識している。

ISA が税制措置を伴うラップ的な金融商品として認識され、また、年金のように引出制限が設けられていないシンプルな仕組みである・・・

2. 確定拠出年金制度の拡充

- ①確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ②拠出限度額の引き上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じること

○確定拠出年金等に係る特別法人税

特別法人税	積立金に対して、1.173%（毎年） ～平成29年3月末まで課税凍結
--------------	---------------------------------------



【要望】
特別法人税を撤廃

○中途引出要件

企業型DCの資格喪失時に、資産規模が一定以下の場合や個人型年金の加入資格がない場合（※） 以外は中途引き出しは不可 ※ 手数料相当分を運用で賄うことが困難であること等の理由から設けられている例外規定

現行制度では、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限（困窮時の引出しも不可）されており、制度加入の阻害要因となっているとの指摘がある

【要望】

特に、中小企業を中心とした制度の普及・促進に向け、困窮時に加入者が一時的に引き出せる措置を導入するなど、中途引出要件の緩和が必要

○企業型DC（確定拠出年金）の拠出限度額

被保険者	年間拠出限度額
他に企業年金なし	660,000円
他に企業年金あり	330,000円

○個人型DC（確定拠出年金）の拠出限度額

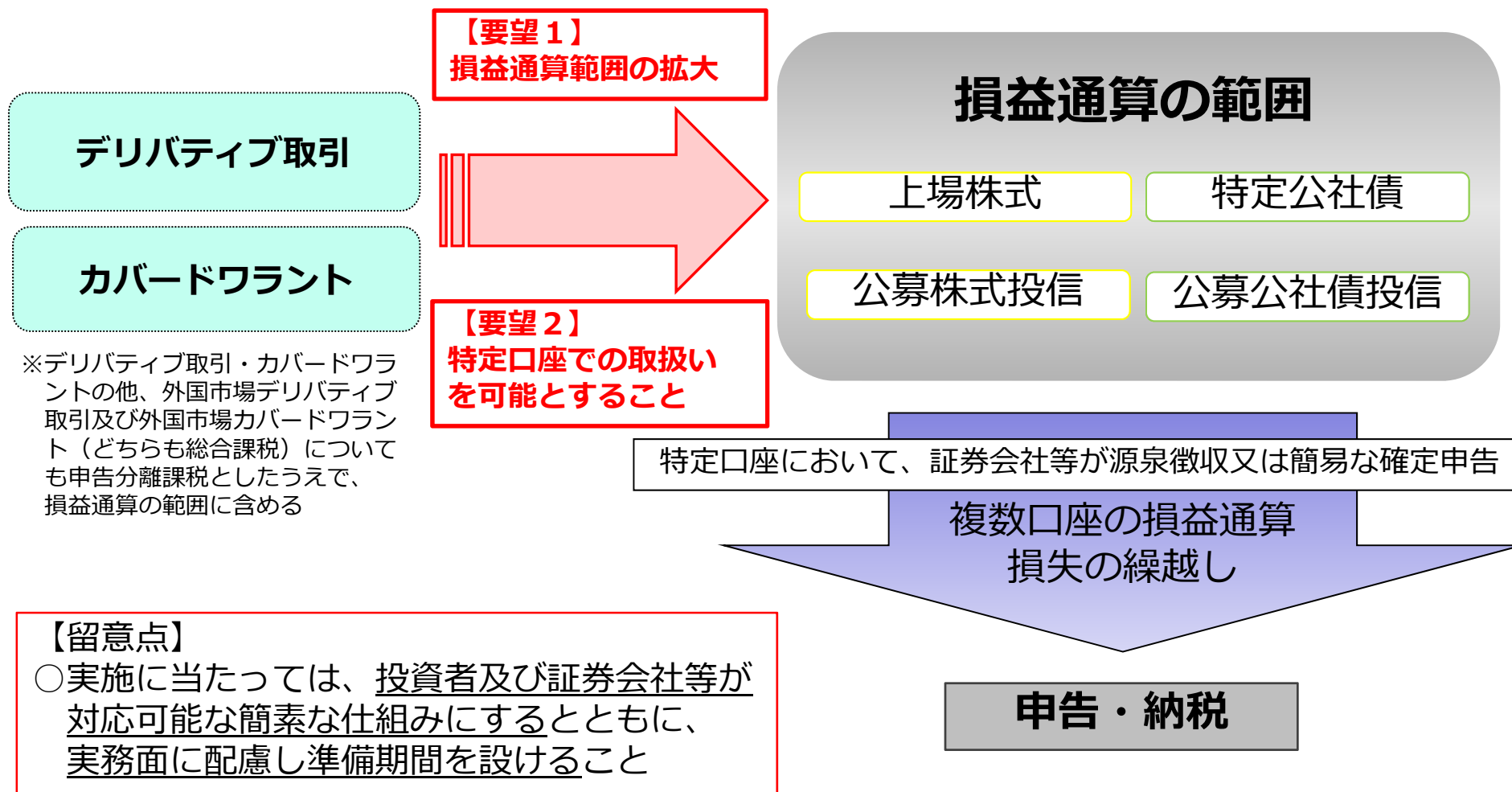
被保険者		年間拠出限度額
第1号（自営業者）		816,000円
第2号 （会社員等）	企業年金制度なし	276,000円
	企業型DC加入者 （他に企業年金なし）	240,000円
	企業型DC加入者 （他に企業年金あり）	144,000円
	DB加入者	
	公務員	
第3号（専業主婦）		276,000円

【要望】

拠出限度額を引き上げるとともに、個人型DCの拠出限度額を統一し、簡素化を図るべき。

3. 金融所得課税一体化の促進等

- デリバティブ取引を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること



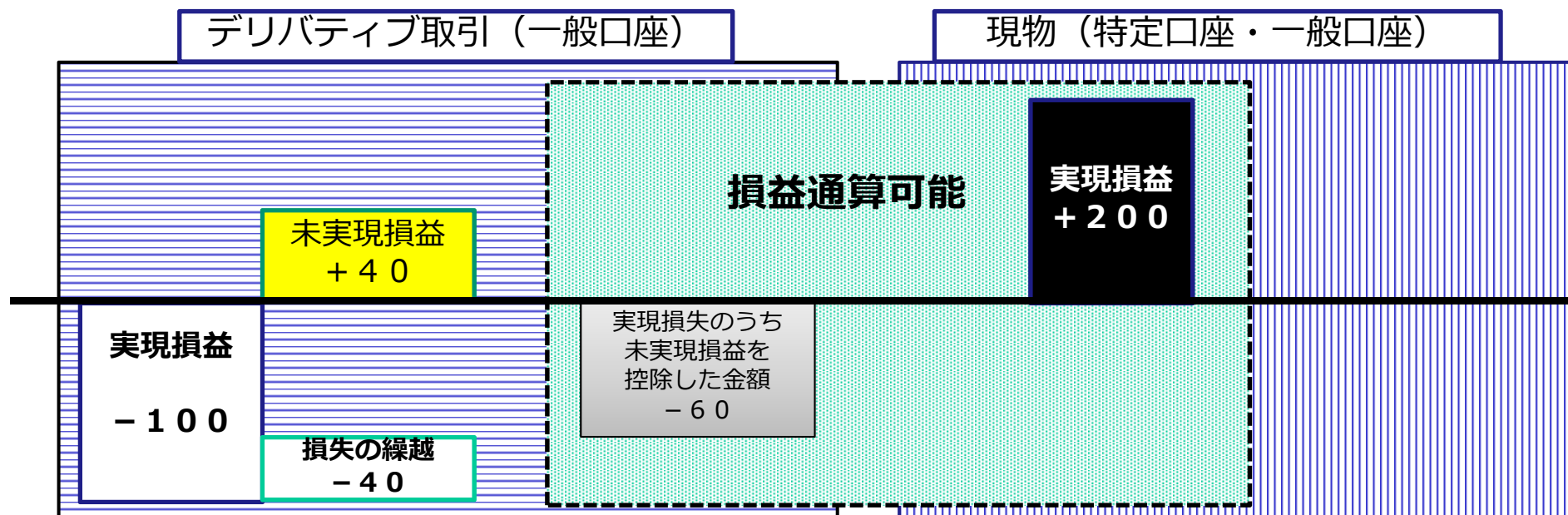
第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

課税繰延（租税回避）を防止するための具体案として、包括損益計算案を提案

【包括損益計算案のイメージ】

- 現物の実現損益とデリバティブ取引の実現損益について、損益通算を可能とする
(デリバティブ取引の未実現損益(プラス)がない場合には、特段の制限はない。)
- 課税年度末に、デリバティブ取引の実現損益がマイナスの場合において、デリバティブ取引の未実現損益がプラスの場合には、実現損失のうち未実現損益を控除した金額のみが現物の実現損益(プラス)との損益通算を可能とする
- 当課税年度末に否認された実現損失は、翌課税年度に繰越すことになる



(参考16)特定口座(源泉徴収あり)・確定申告の併用による限定的包括損益計算案

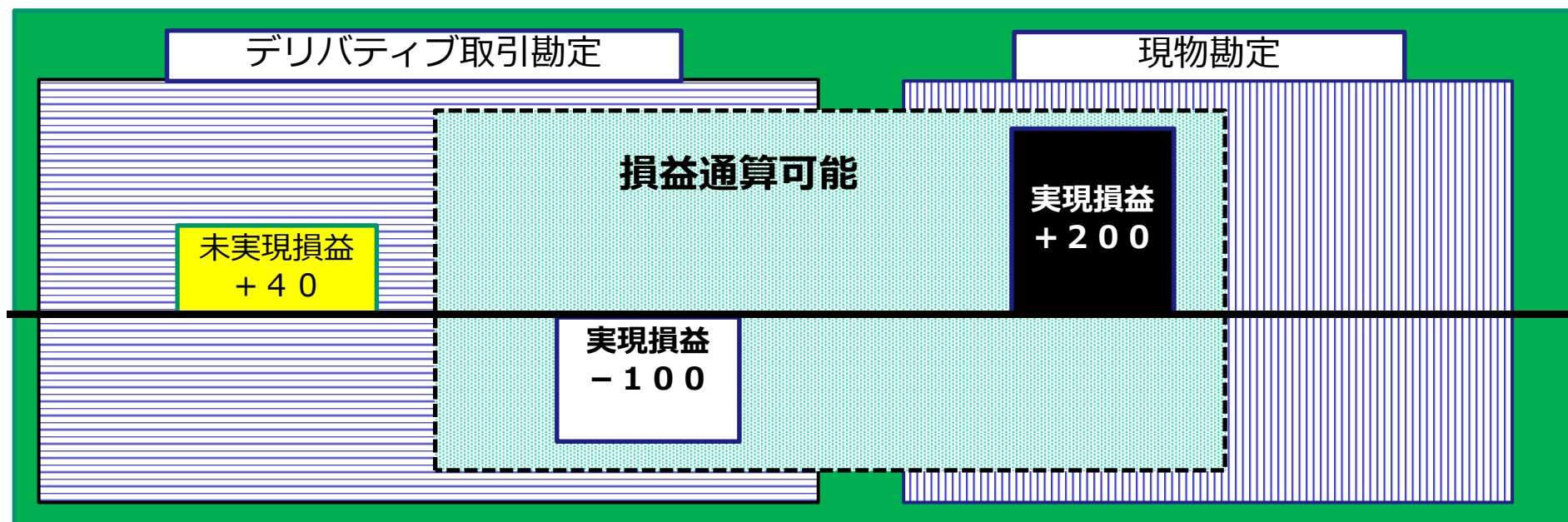
特定口座の活用

- 特定口座（源泉徴収あり）の場合には、原則として、包括損益計算せずに損益通算する
- ただし、デリバティブ取引の未実現損益が一定額を超える場合には、現物とデリバティブ取引の損益通算を停止（現物とデリバティブ取引、各々の実現益について、源泉徴収）
- 上記いずれの場合でも確定申告は可能。確定申告での通算には包括損益計算を実施する

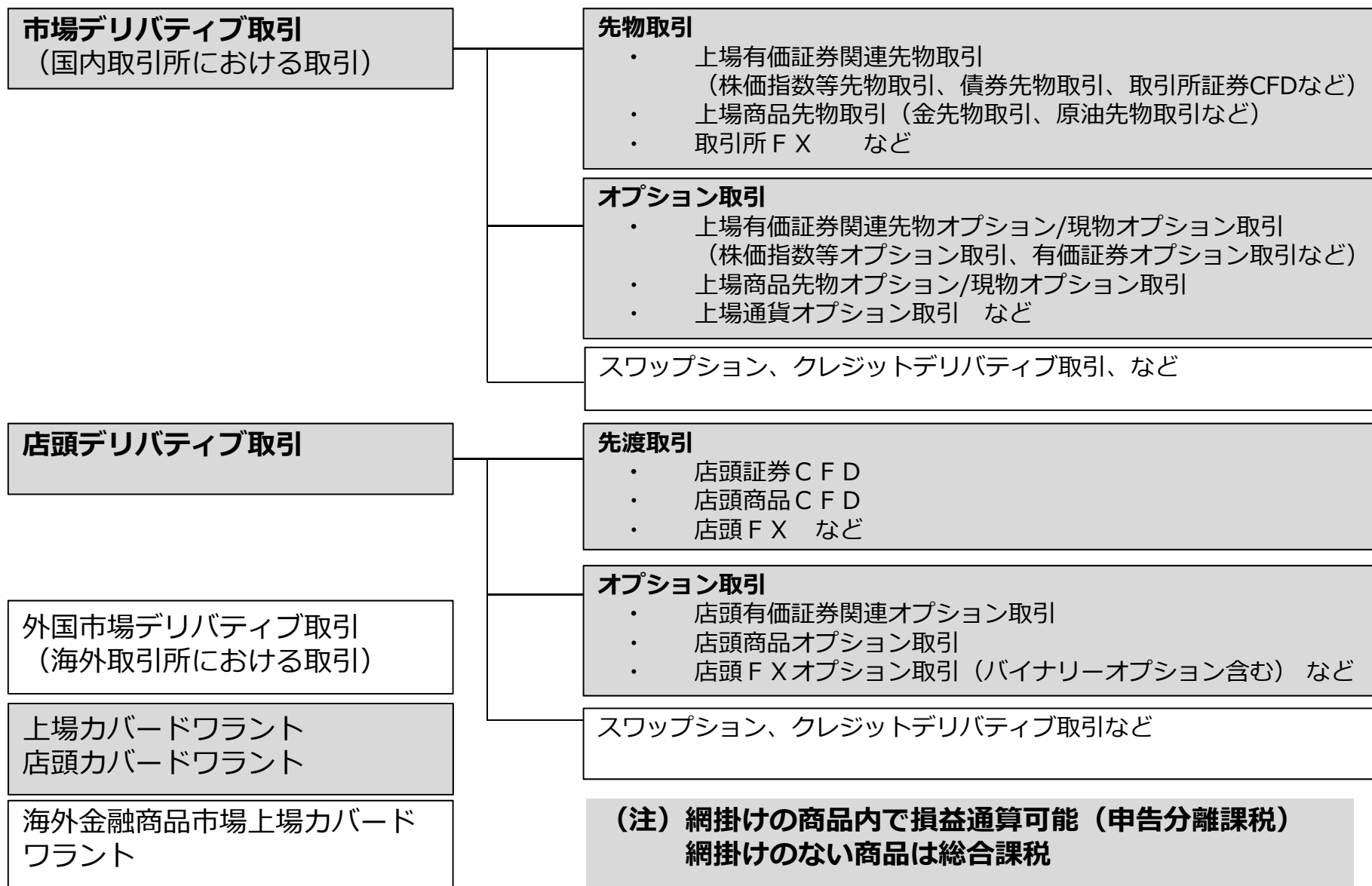
＜特定口座で包括損益計算を行わない理由＞

※特定口座内で包括損益計算を行おうとする場合には、デリバティブ取引の実現損益（マイナス）のうち未実現損益（プラス）見合いの損失を翌年に繰越される（前ページの－40）が、損失の繰越を行うには確定申告が必須であり、結果的に、特定口座のメリットである申告不要の恩典がなくなってしまうため

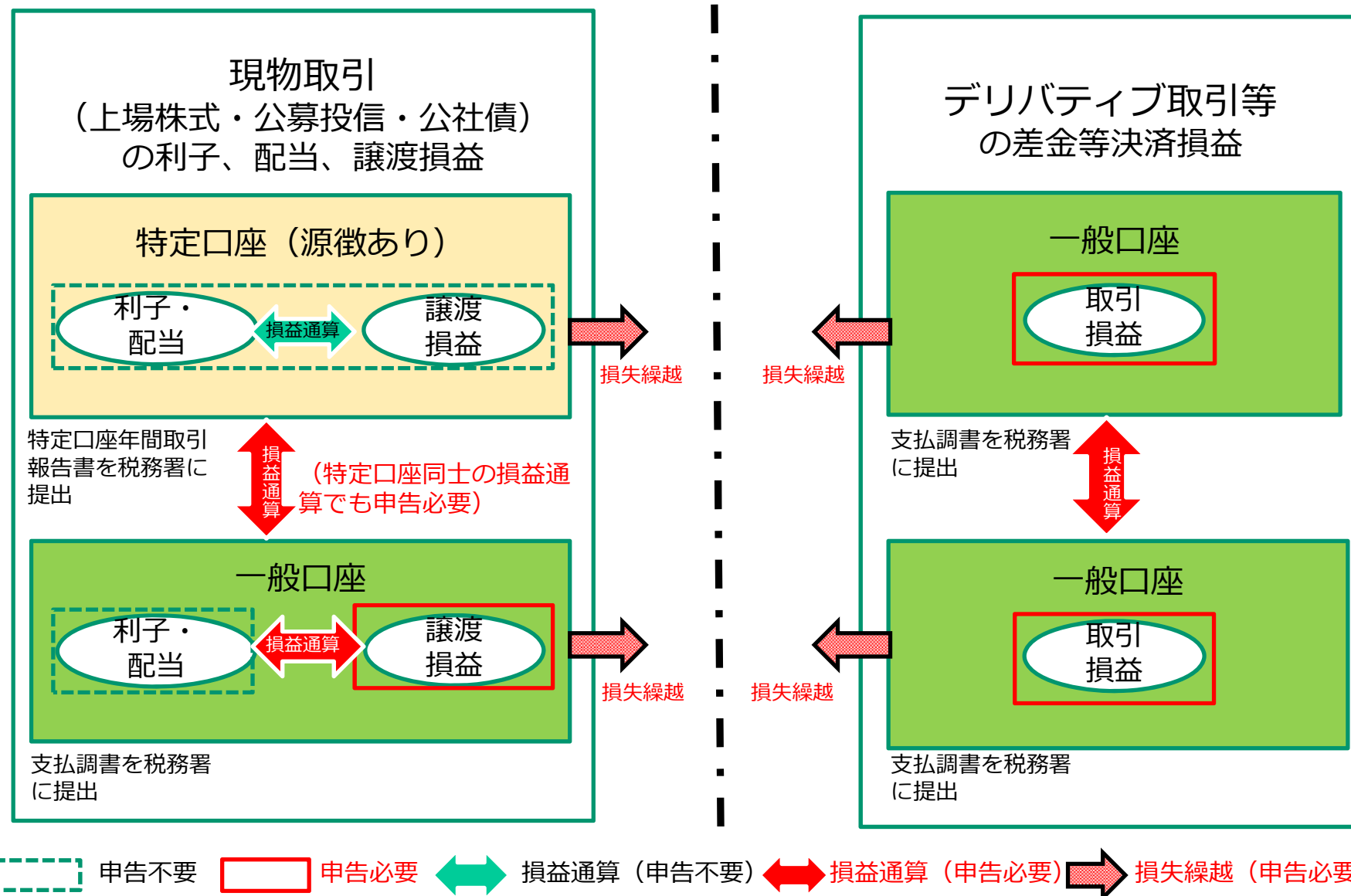
特定口座（源泉徴収あり）



(参考17)デリバティブ取引の範囲の概要

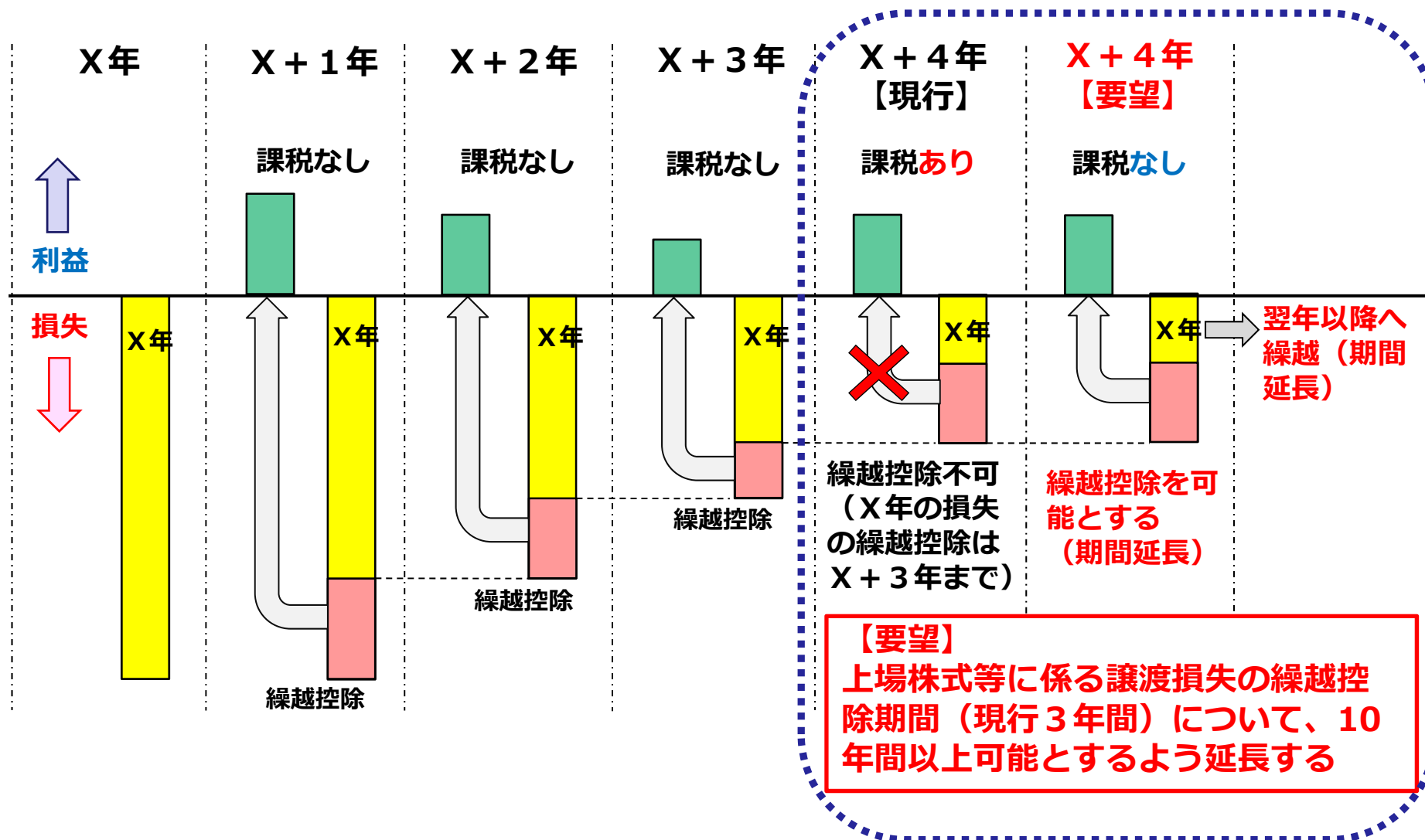


(参考18)現物取引とデリバティブ取引等について(現行制度)



4. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

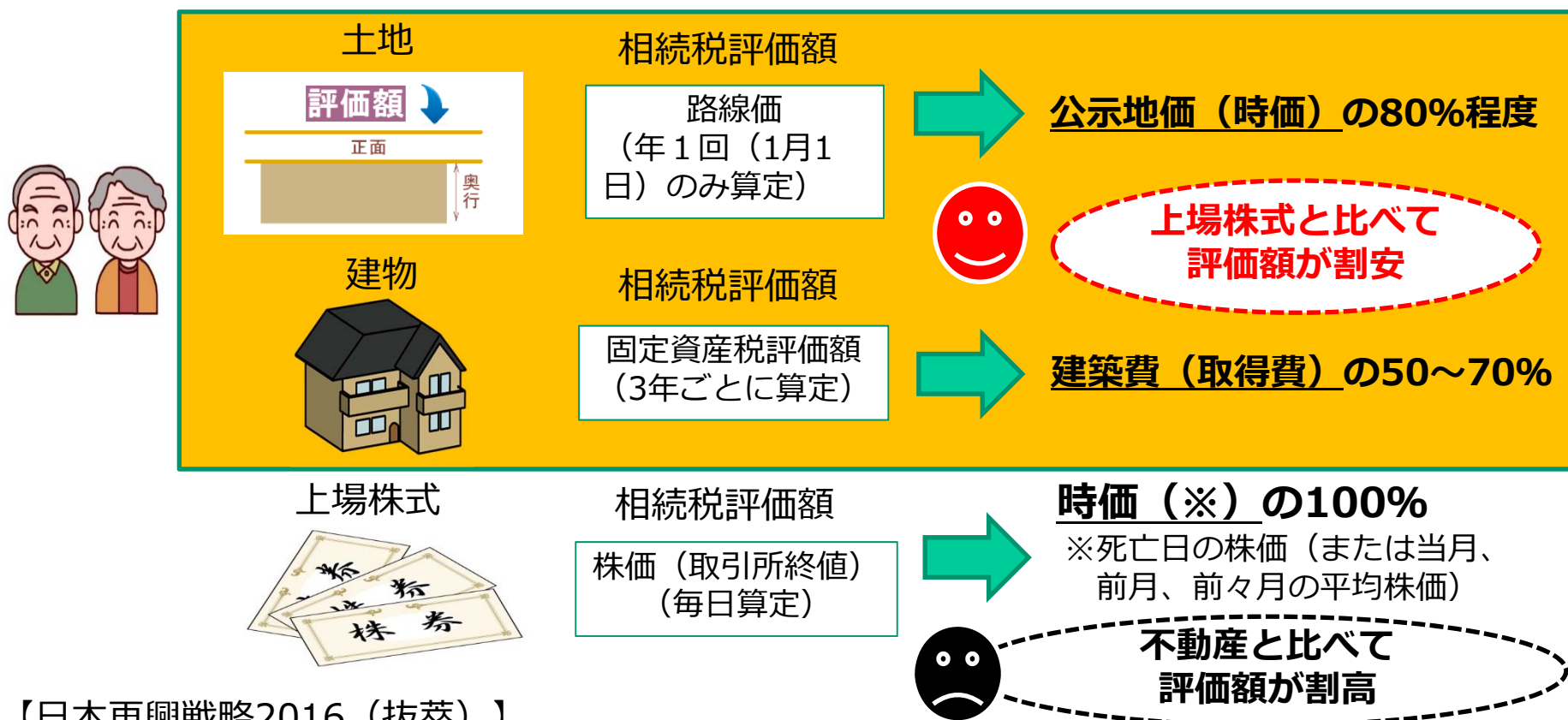
○上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること



5. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

①上場株式（ETF及びREIT等を含む。）並びに公募株式投資信託については、他の財産と比較して相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すこと

不動産（土地・建物）と上場株式との相続税評価額の比較



【日本再興戦略2016（抜萃）】

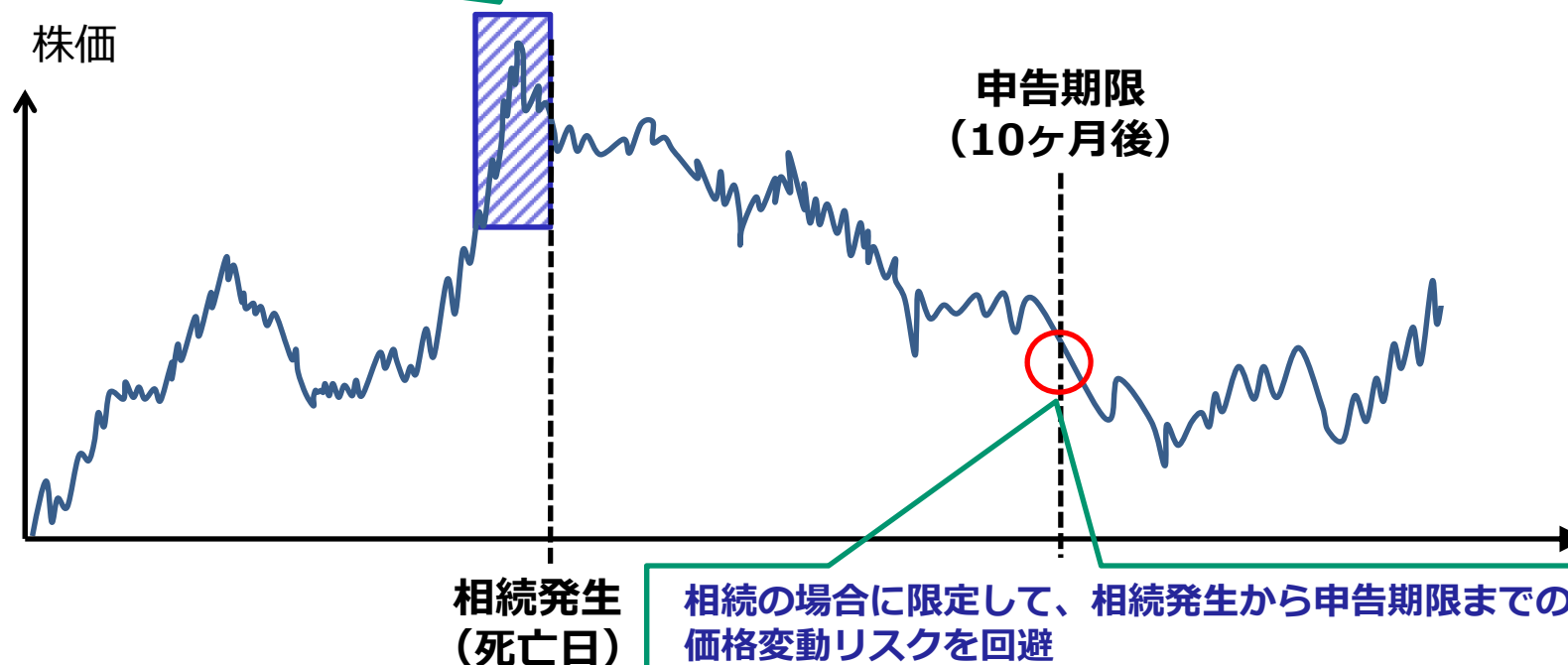
(略) ~上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

5. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

○上場株式等の相続税評価額見直しの具体案

現行の評価額（死亡日の終値・月平均、前月平均・前々月平均の最低価格）から死亡日の株価で換金するためのコスト（オプション料）を割り引いて計算する

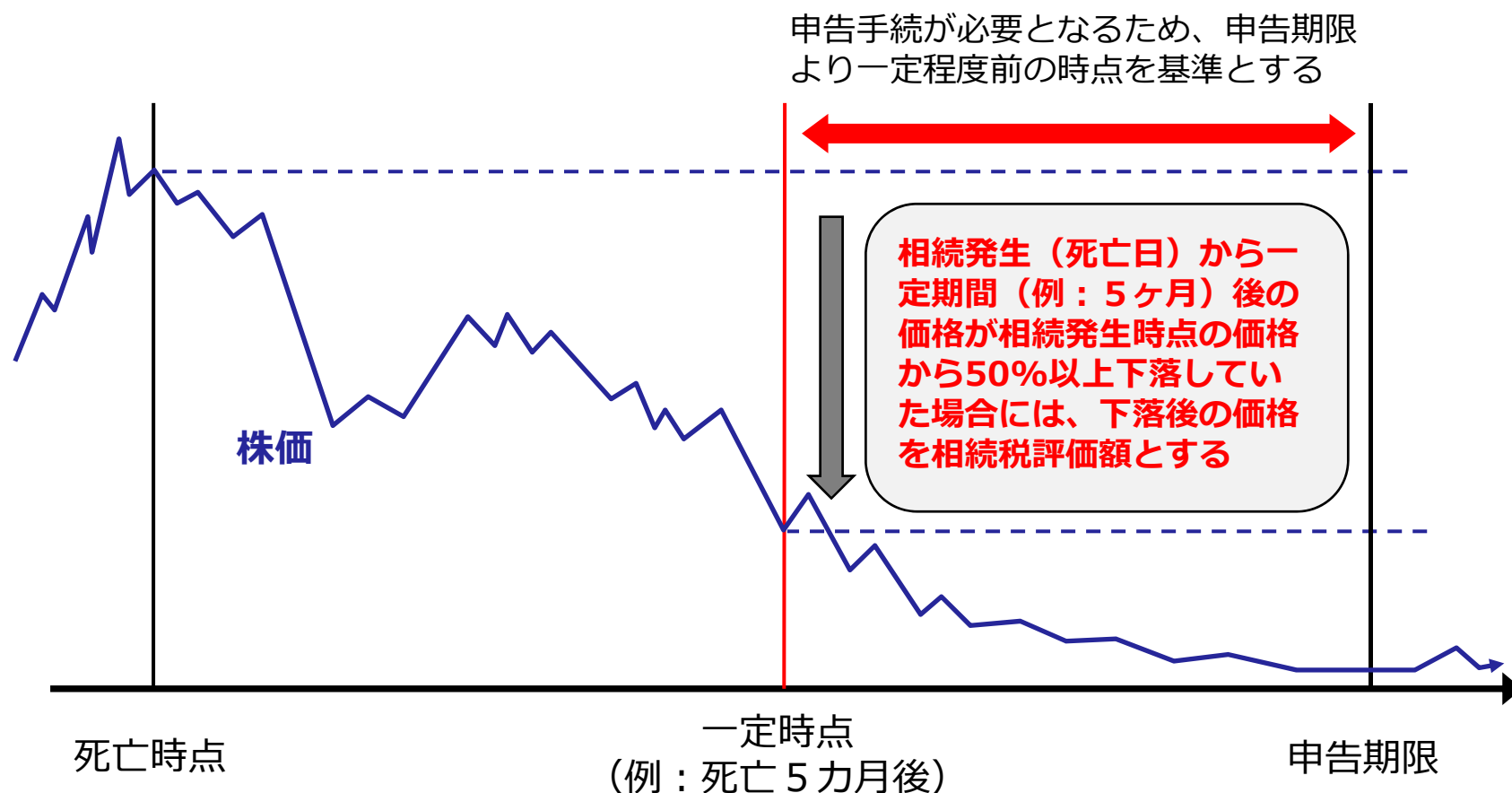
相続・贈与発生時点の偶発的な株価変動による評価を回避し、
ある時点での株価をできる限り正確に評価するためのもの
⇒現行の評価方法（一時点ではなく、一定期間の平均株価による評価方法）



相続の場合に限定して、相続発生から申告期限までの間の
価格変動リスクを回避
⇒オプション割引方式
（過去のデータから価格変動リスク相当額を試算すると、
平時では**10%程度**割り引いて評価することが妥当）

5. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

- ②急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式（ETF及びREIT等を含む。）並びに公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



5. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

- ③相続財産間の不均衡是正のため、上場株式（ETF及びREIT等を含む）、公募社債並びに公募証券投資信託に係る相続時の物納財産としての順位を国債・地方債・不動産と同等とすること

【現行の相続税物納制度】

次に掲げるすべての要件を満たしている場合に、物納の許可を受けることができる

- 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること
- 物納申請財産は、納付すべき相続税の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、次に掲げる財産及び順位で、その所在が日本国内にあること
 - 第1順位 国債、地方債、不動産、船舶
 - 第2順位 社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
 - 第3順位 動産

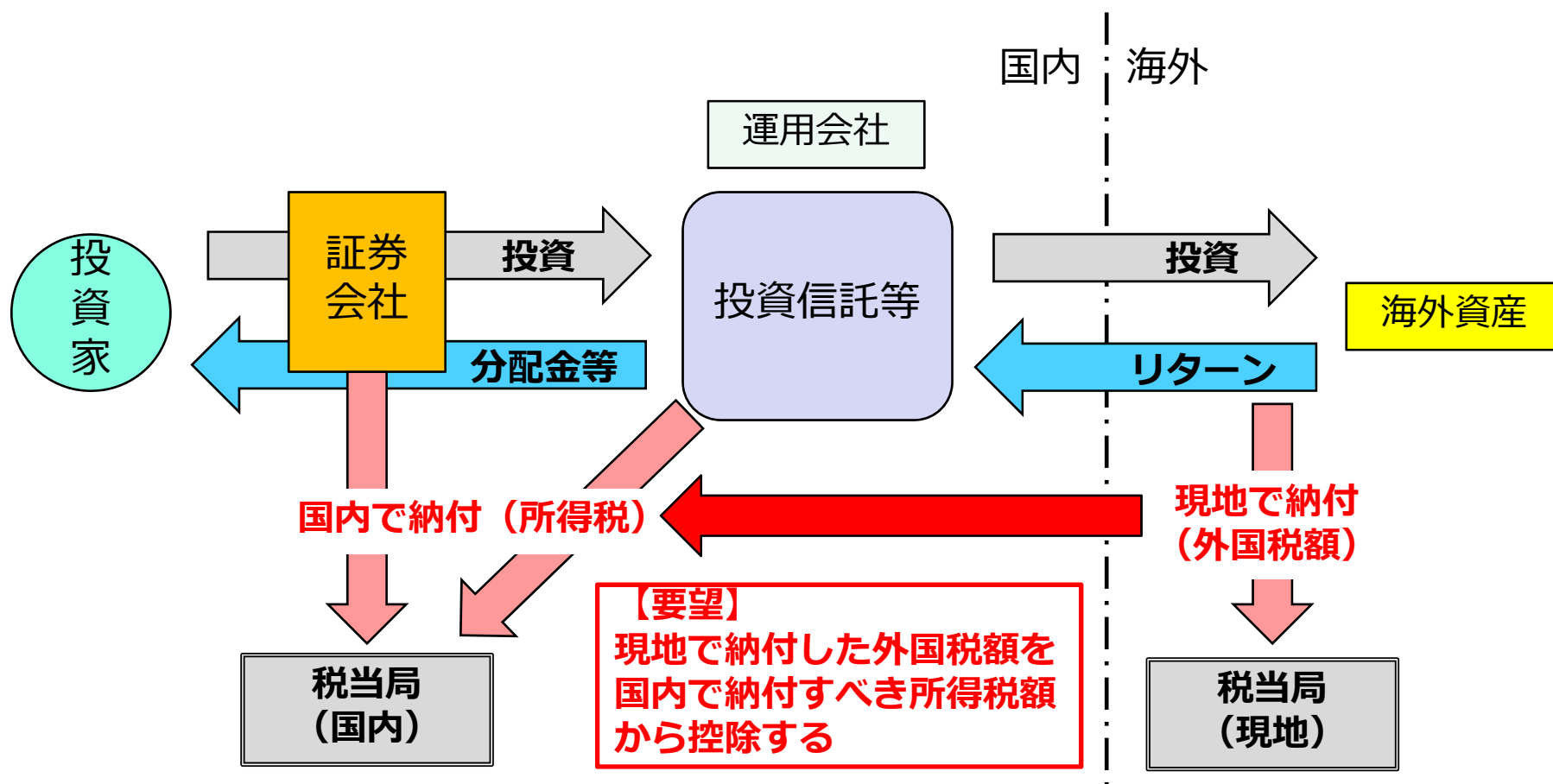
※後順位の財産は、税務署長が特別の事情があると認める場合又は先順位の財産に適当な価額のものが無い場合に限り物納に充てることができる

【要望】

上場株式（ETF及びREIT等を含む）、公募社債並びに公募証券投資信託の物納財産としての順位を上げ、国債・地方債・不動産等と同等の第1順位とすること

6. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ①投資信託等（公募証券投資信託・ETF・ETN・REIT等）に係る外国税額控除制度を見直し、投資信託等が海外で納付した外国税額について、投資信託等の収益の分配にかかる所得税から控除することを可能とすること



6. 投資信託・投資法人制度等の拡充

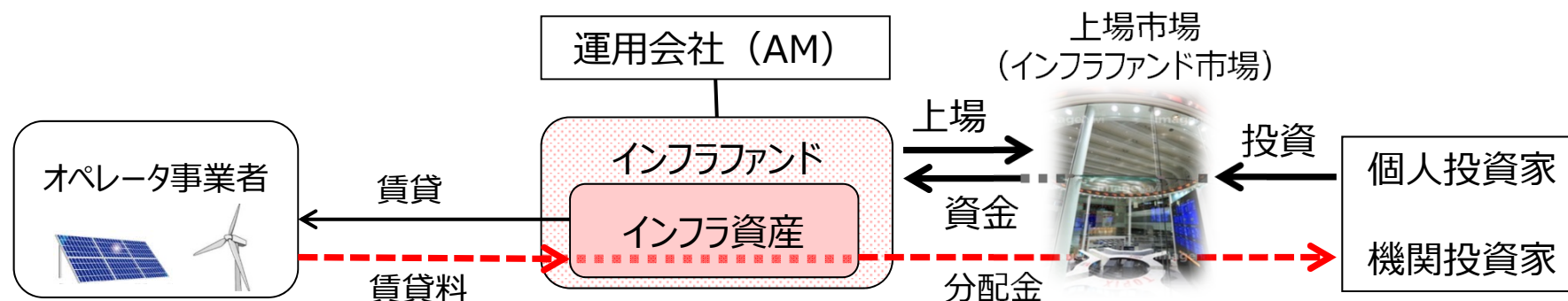
②インフラ事業に対して民間からの円滑な資金供給を行うこと及び投資商品の拡大による我が国金融資本市場の魅力向上を図るため、投資法人の導管性要件である再生可能エネルギー発電設備の取得期限（平成29年3月末まで）を延長すること

【現状及び問題点】

- 2015年4月「上場インフラファンド市場」開設
- 税制上、喫緊の課題であった①10年要件については、平成28年度税制改正において10年間→20年間へ期間の延長。これを受け、2016年6月、第1号案件が上場
- 引き続きインフラファンドの組成・上場を促し、市場の持続的な成長を図っていくためには、「②3年時限措置の延長」が不可欠

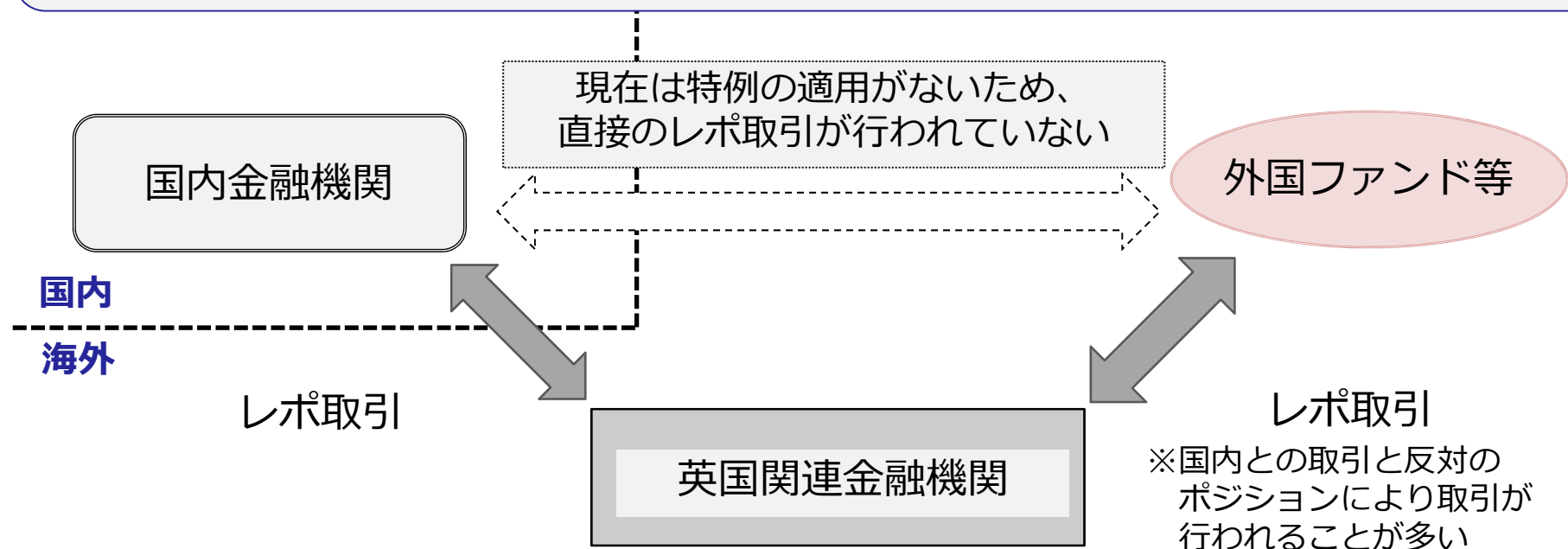
【時限的措置の内容】

- ① 10年以内に再生エネルギー発電設備を総資産の50%未満とすること（10年要件）
⇒ 平成28年度税制改正により「10年→20年」に延長
- ② 投資法人は、再生エネルギー発電設備を平成29年3月末までに取得すること
（3年時限措置）【日切れ】
⇒ **【要望】 再生エネルギー発電設備の取得時限を延長して頂きたい**



7. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

- 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例の適用対象となる外国金融機関等の範囲を拡大するとともに、外国金融機関等が清算機関を介して清算を行う場合に支払を受ける利子を非課税とすること



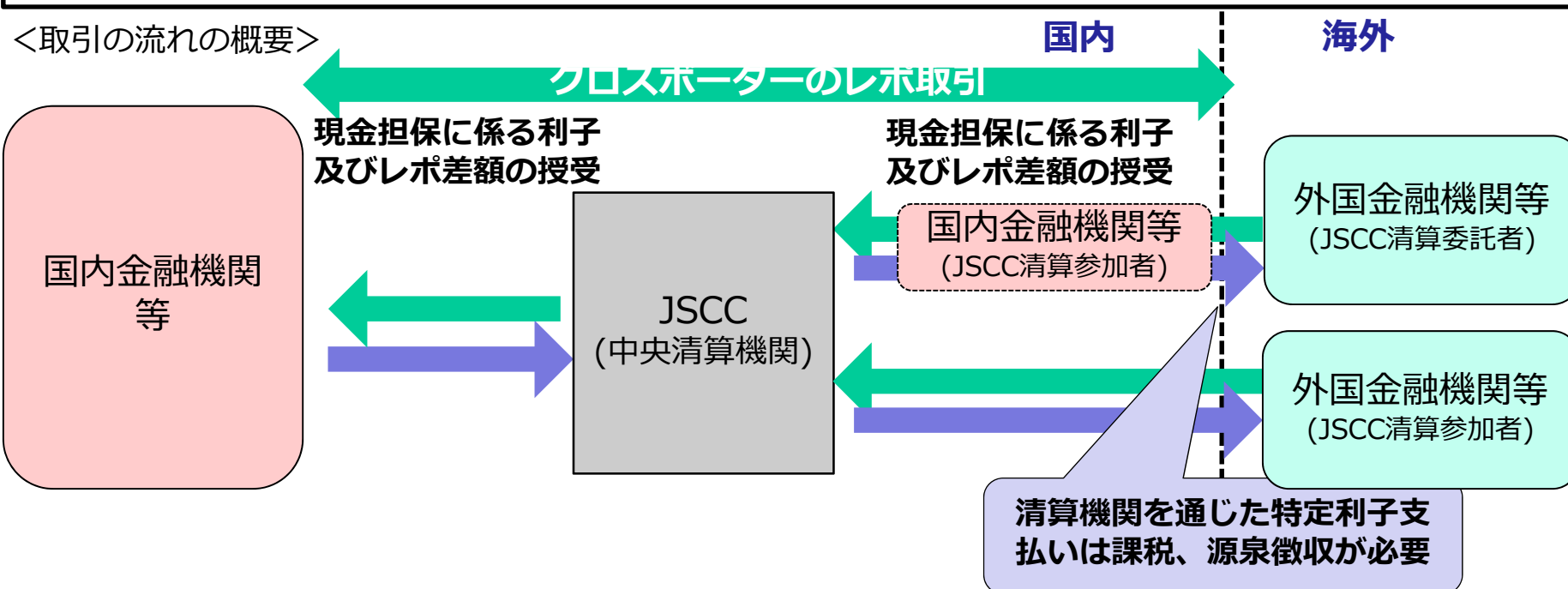
【要望】

国内金融機関が外国ファンドと直接レポ取引を行う場合についても、「外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例」の適用対象とするとともに、外国金融機関等が清算機関を介して清算を行う場合に支払を受ける利子を非課税とする

7. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

【現状及び問題点】

- 決済リスク及び信用リスク抑制の観点から、金融機関同士の店頭レポ取引の清算は、中央清算機関（JSCC）に集中する傾向
- 一方で、クロスボーダーのレポ取引の清算を中央清算機関（JSCC）が引き受ける際には海外の金融機関等が支払いを受けるレポ差額及び現金担保に係る利子は「課税」、源泉徴収が必要となっている



【要望】

クロスボーダーのレポ取引に係る特定利子（レポ差額及び現金担保の利子）について、清算機関を介して清算を行う場合においても、金融機関同士の取引と同様に非課税とする

8. マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- 個人番号を活用し、投資者の利便性を向上させる観点から、税務署において金融機関から提出された特定口座年間取引報告書等を適時に参照できる態勢が構築されることを前提として、顧客に交付される支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること

【要望】

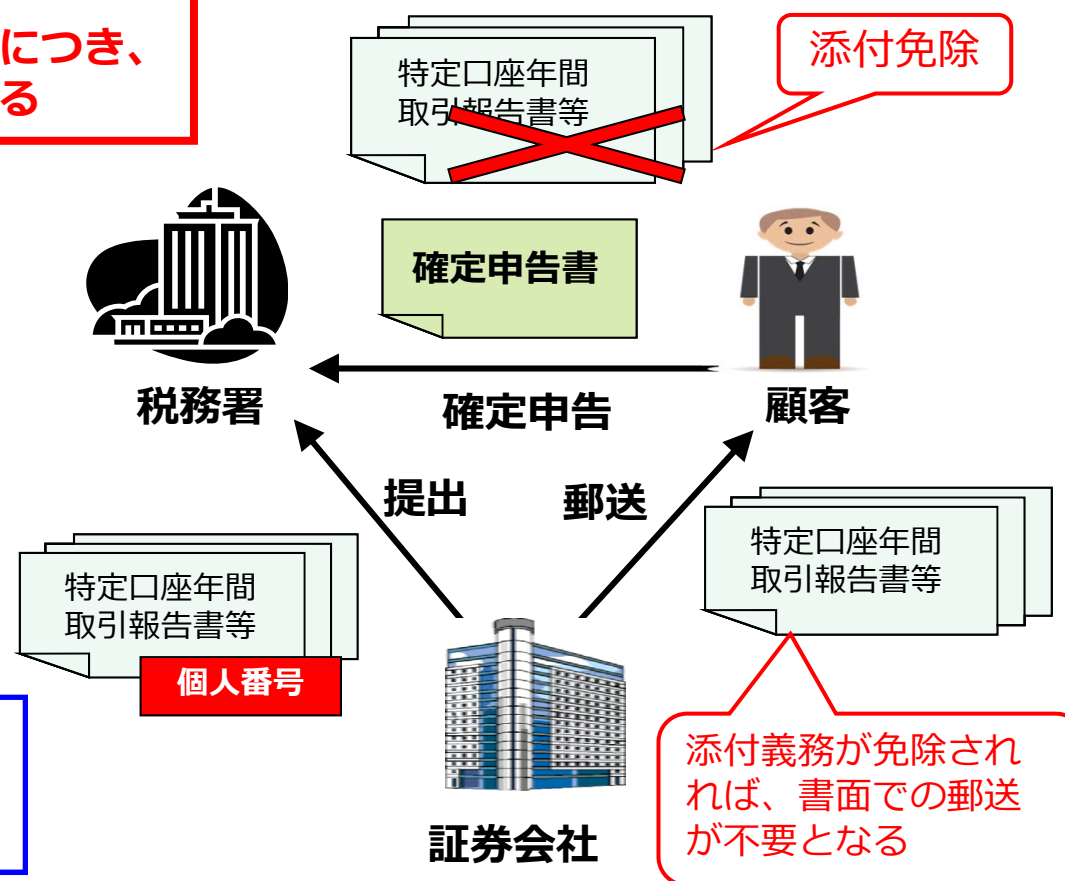
支払通知書及び特定口座年間取引報告書につき、投資家が確定申告する際の添付を免除する

【確定申告時の添付を不要とする書面】

- 上場株式配当等の支払通知書
- オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 特定割引債の償還金の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書
- 未成年者口座年間取引報告書（契約不履行等事由発生時）

【期待される政策効果】

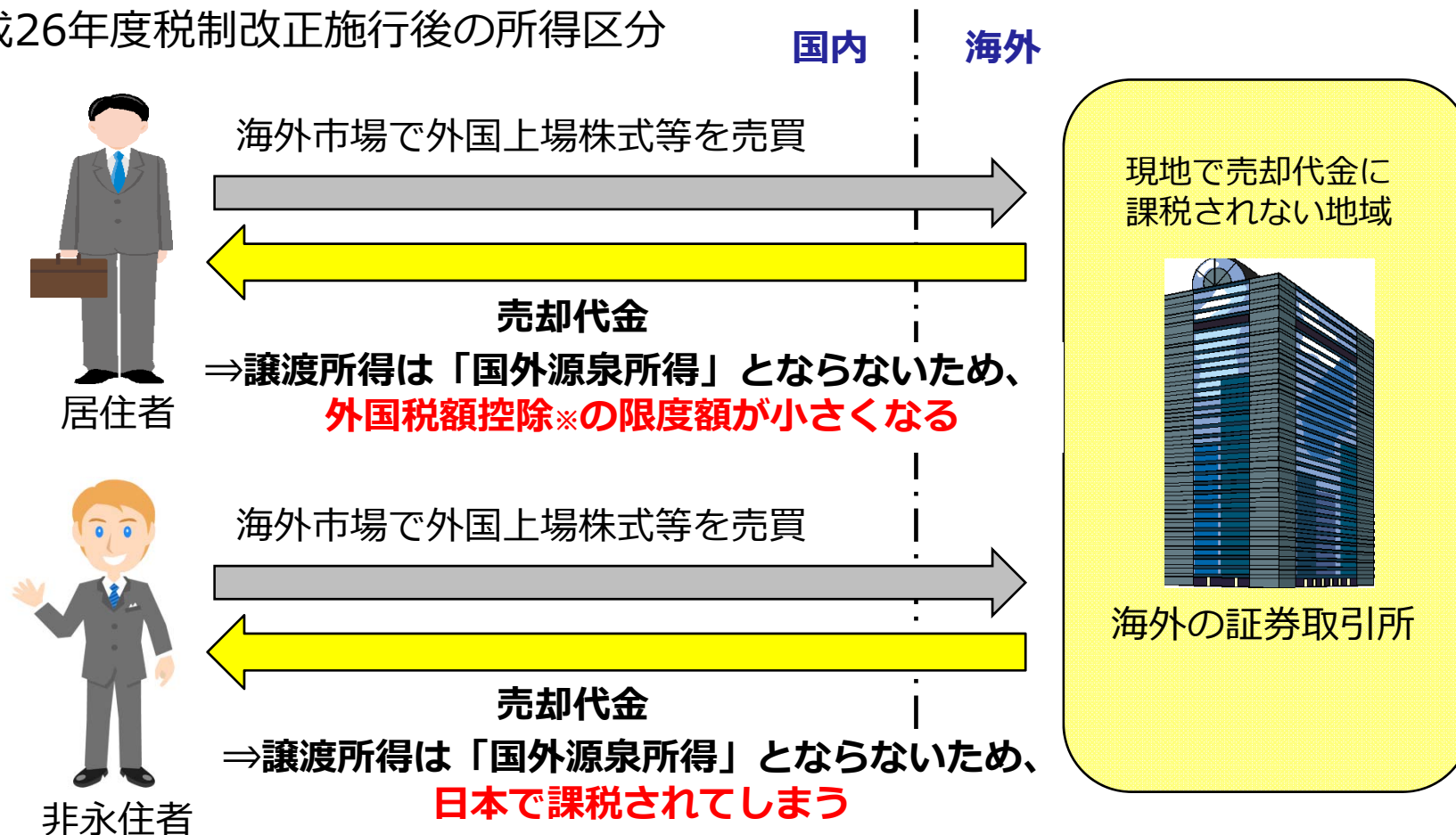
- ・ 確定申告の手续簡素化
- ・ 証券会社における郵送コストの削減



9. 所得税法上の「国外源泉所得」の定義の見直し

○所得税法上の「国外源泉所得」の定義を見直し、課税の適正化を図ること

○平成26年度税制改正施行後の所得区分



※ 以下の算式で計算した金額を限度にその年分の所得税の額から控除できる。

外国税額控除の限度額 =
 $\text{所得税額} \times (\text{国外源泉所得} \div \text{総所得金額})$

【要望】

「国外源泉所得」の定義を見直し、課税の適正化を図る